

平成 2 9 年

# 第 2 回 忠 岡 町 議 会 定 例 会 会 議 録

開 会 平成 2 9 年 6 月 2 2 日

閉 会 平成 2 9 年 6 月 2 2 日

忠 岡 町 議 会

## 平成29年 第2回忠岡町議会定例会会議録

平成29年6月22日午前10時、第2回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
10番 松井 秀次議員	11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室次長	明松 隆雄
住民部長	軒野 成司	住民部次長	山田 昌之
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長	藤田 裕
教育部長	柏原 憲一	教育部理事	土居 正幸
消 防 長	森野 博志	消防次長	山田 忠志

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、議員定数 12 名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

ただいまから、平成 29 年第 2 回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより会議を開きます。

(「午前 10 時 00 分」開会)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成 29 年第 2 回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 日程第 1           | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2           | 会期の決定  |
| 日程第 3           | 諸般の報告  |
| 日程第 4           | 一般質問   |
| 日程第 5 報告第 2 号   | 繰越明許費繰越計算書の報告について (一般会計)                                     |
| 日程第 6 議案第 23 号  | 請負契約締結について<br>(東忠岡小学校空調等整備工事)                                |
| 日程第 7 議案第 24 号  | 物品購入契約締結について<br>(高規格救急自動車整備事業)                               |
| 日程第 8 議案第 25 号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(町税条例の一部改正)                             |
| 日程第 9 議案第 26 号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成 29 年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 1 号)) |
| 日程第 10 議案第 27 号 | 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について                                      |
| 日程第 11 議案第 28 号 | 忠岡町農業委員会委員の任命について  |

- 日程第12 議案第29号 忠岡町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定委員会設置条例の制定について
- 日程第13 議案第30号 忠岡町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第14 議案第31号 平成29年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第32号 平成29年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

第2回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申し出があります。

発言を許します。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

皆さん、おはようございます。ご案内のように、第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとお忙しい中ご参集くださいます、ありがとうございます。

本日上程させていただいております議案につきましては、いろいろな場でご協議いただいてきましたが、本日もよろしくご審議をお願いしたいと思います。

ところで、本日の議案のこども園の件ですが、ご案内のように、本町は今、少子化、高齢化の傾向にあります。就学前の児童数の減少が気になるところでございます。その減少の中において、保育所のニーズが幼稚園よりも高くなっています。また、保護者や社会生活の変化も加わり、そのバランスを欠くぐらいの現象が著しくなってきました。その社会性から、待機児童をなくしてきた本町の対策も十分なる対応もできず、教育委員会や保護者の戸惑いが顕著にあらわれてきました。

そこで、このたび皆様方に提起させていただきましたこども園の設立であります。乳幼児期に保育・教育の統合的推進と施設の一体化に向けて提案をした次第であります。とは言うものの、本町内の4つの施設の老朽化や新設場所の問題もあり、思案ばかりでした。この際、乳幼児期の充実に向け改革案を提起するものであります。

とは言うものの、本町の財政は脆弱でありますので、課題解決、対策はままたらぬのは自明のとおりであります。それなら、民間の力をお借りしてと相なりました。幸い東地区は余裕があるように思えますので、一方の忠岡地区の保育所、幼稚園への統合に民間の知恵と力をお借りして、こども園の設立に向けた条例を設置したく提案するものでございます。

住民の皆様、議員の皆様方へお願いいたします。きょうまでの提起、提案、流れを十分にご理解をいただき、ご賛同いただきますことをお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

以上、挨拶にかえさせていただきます。どうかよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、12番・森 政雄議員、1番・杉原健士議員を指名いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は本日より7月4日までの13日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、7月4日までの13日間と決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員 松井秀次議員より例月出納検査の結果報告の申し出がありますので、発言を許します。

監査委員（松井 秀次議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

監査委員（松井 秀次議員）

それでは、例月出納検査について報告いたします。

ここに、報告申し上げますのは、平成29年5月24日に行いました内容で、帳簿等は、同年4月30日現在であります。

検査につきましては、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計、水道企業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での

確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員 松井 秀次

議長（和田 善臣議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（和田 善臣議員）

日程第4 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

なお、質問時間は、30分となっておりますので、ご協力お願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

まず初めに、三宅良矢議員の発言を許します。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

三宅良矢です。6月の本定例会での一般質問をさせていただきます。

お手元の資料にありますとおり、まずアダルトコンテンツの規制についてご質問させていただきます。

忠岡でもコンビニエンスストアが数軒ありますが、そこに陳列してある成人向け雑誌と言われるコーナーがありますね。そのいわゆるアダルト系雑誌、エロ本については、堺市が未成年に一見して見えないよう目隠しの協力を呼びかけているということで、僕も調査研究もさせていただいたんですが、これについて質問します。

まずは、若者の健全育成を忠岡町もうたっておりますが、本町においても呼びかけていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。また、確かに商工業者にとっての商行為の自由と、ただ、成人向け雑誌を子どもの目に触れさせないようにするための町としての取り組み、どちらが本町にとって大切かの見解について回答いただきたいと思います。お願いします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

青少年が利用する店舗での有害図書の陳列等につきましては、もちろん青少年の健全育成というふうなことからは好ましくないというふうにも思っているところでございますが、しかしながら、商行為の自由、表現の自由、また図書選択の自由などという観点からは、今すぐ新たな取り組みというのは非常に難しい状況であるというふうに認識しております。

本町におきましては、引き続き大阪府と連携をとりながら、府条例に基づいた適切な有害図書の陳列や販売に努められるよう引き続き監視してまいりたいというふうに考えております。

また、本町独自の取り組みにつきましては、行政としてどのような取り組みが可能であるかということにつきまして、他市町村の取り組みについても周知し、調査研究してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

回答ありがとうございます。議員として、政治家としてもそうなんですけど、娘を持つことになった親の立場としても、以前のたばこの件もそうやったんですが、理解、納得はなかなか、なかなかというか到底できるものではありません。正直なところ。

ただ、青少年がこういった分野について興味を持ったりすることについて、別に特段否定することでもないですし、商工業者の商売の自由とか出版社の表現の自由を行政として何らかの圧力を与えて規制や制限を直ちに与えろということでもないです。ただ、小学生とか未就学児、小さい子どもたちが当たり前を訪れる場所に当たり前のようにあるという、海外でよく日本に来てからびっくりされることのベストテンに必ず、大体こういうテレビ番組にうたわれてもいますし、道義的に町としてどうなのかと。すぐ行動せえとか、すぐ規制のルールを整えよと、そういうわけではないです。ただ、町として道義的にどのように考えていただけるのかなということで本質問を行ったんです。

今後、子を持つ親としてもさまざまな場所で投げかけていきますので、町からも多くの関係者、諸団体などが町にはかかわっています。そういった場で、別にこれをもとにすぐに何か政策に移すために投げかけるのではなくて、まずはどうなんだというようなテーマの投げかけなりをしていただきたいと思いますと思うんです。積極的に行っていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

各種青少年の育成関係団体というような、そういった団体との会議等の中におきましても情報提供をさせていただきまして、ご意見等を承ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

よろしくお願ひします。町としてそういったことについてどう考えるかということ周囲に発信することがまず大切かなと僕は思いますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問をさせていただきます。スポーツセンターについてです。

忠岡のスポーツセンター、利用料は60歳以下の若い人は1回600円です。近隣の施設に比べて、近隣がだんだん安くなってますんで、相対的にやはり高い印象は受けます。泉大津のアルザの中では、1カ月使い放題で2,700円。その近くにシャワーもついて月額5,500円のところもあります。現行の本町の料金設定は、できる内容と機材の量を比べても、どうしても劣っているとしか思えないところは明らかだと思います。

端的に言いますと、大人の利用料金、全部一律300円にできないかと。減収をどうするねんと。例えば駐車料金、スポーツセンターに来るのにわざわざ車で来ていると。わざわざ駐車料金で100円ないし200円減免しているということをやめれば、多少は相殺できて、若い人たちの参入も促せるんじゃないかと思うんですが、いかがお考えか、ご回答ください。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

スポーツセンターの運営につきましては、これまでもいろんな形でご質問いただいたり、また今回、料金設定のことについてご質問いただいたところでございます。現在、スポーツセンターにつきましては、民間資金を活用した管理運営が可能であるかという調査を業務委託し、検討中ということでございます。今後、9月議会において、そういった調査に基づく民間企業による参入の見込みの状況を、また12月議会においては調査結果を報告させていただく予定でございます。



今回の調査委託におきましては、市場調査も実施しており、その中で料金に係る質問も実施しておりますので、民間企業による参入の見込みがなかった場合にも、老朽化したスポーツセンターの管理運営のあり方につきましては、引き続き検討していく課題であると認識しておりますので、市場調査の結果を参考にしながら、利用料金について研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。9月に一定の回答がいただけるということでお答えいただきました。その回答をもって、また提案も、9月でしたらちょうど決算委員会の前後ぐらいと思うんで、何らかの形でできるかなと思うんで、またそのときにでもと思っているんですが、1つだけお聞きしたいことがあります。

プールの天板が落下したという事件があったということはお聞きしています。幸い、閉鎖中の時期の出来事やったんで、開園時、けがなく、事故なくよかったと思うんですが、ただ、開園時間を要はトータルの閉園時間で割ると、大体3%から4%の確率で人がいるときに事故が起こるという可能性を秘めていたという。よくリスクマネジメントでヒヤリ・ハットという法則があると思います。大きい事故の中には、小さい事故の可能性がもっといっぱいあるんだという、そういうマネジメントの観点からなんですけど、それでも重大事故はほんま0.何%のレベルなんです。そこから考えたら、この3%、4%、天板が落下してきて人がけがする可能性が3%、4%の確率であったというのは、これはすごい問題やと捉えていただきたいんです。

それについてもう一度、今この観点で質問しますが、ことしまたプールを開かれると思います。その安全管理、安全面、天板以外を含めて利用者の安全というものは大丈夫と明言、担保していただけますでしょうか。

また、この9月のこの状況の、2点目です、すみません、2点目のこの9月の報告によっては、例えば大規模修繕、また例えばプールの閉鎖や何かしらの移転を含めた抜本的な判断をせざるを得ないと思いますけど、どのようにお考えでしょうか、お答えください。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

安全面というところでございますが、毎年、オープン前にシビックセンターの総合管理

業務委託会社の設備機器運転業務に携わる方、また、職員等と一緒にになりまして、四、五名で天井裏にも入りまして、目視等の点検を行い、安全確認をしておりますので、また、本年度は建築会社の、これを建てた施工業者の方にも一緒に確認していただき、安全確認をしたところでございますので、問題なくプールのほう、させていただきます。

それから、もう1点でございますが、9月に中間報告等々させていただきますが、その際に民間企業による参入の意向がなかった場合につきましては、老朽化したスポーツセンターの管理運営のあり方につきまして、引き続き検討してまいるというところでございます。これまで大規模な修繕等もしておりませんので、その辺も踏まえてスポーツセンター全体のあり方について検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

よろしくお祈いします。何よりもこの7月、8月の開園時期に誰もけがしないように、そこだけの担保は何よりもお願いいたします。また、老朽化の今後の検討についても、またそれは決算なり来年度予算にかかってくると思っておりますので、また提起させていただきます。

次の質問に移ります。行政の広域連携についてご質問させていただきます。

まずは消防についてです。現時点で消防救急体制の広域計画や、その他進捗状況について、あるか。2点目、広域化を見通した現在の消防救急施設を含めた全体の行程を立てているか。立てているとすれば、現在の状況はどのようなものか、消防救急の広域化の観点からご回答ください。

消防長（森野 博志消防長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

森野消防長。

消防長（森野 博志消防長）

まず1点目の消防救急体制の広域化計画につきましては、さきの予算委員会でも答弁させていただきましたが、現在のところ、進んでいる状況ではございません。

また、2点目につきましても、現時点で広域化の話が進んでおりませんので、消防救急施設を含めた全体の行程には取り組んでいないというのが現状でございます。

以上でございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。なぜ今回このような質問をさせていただいたかといいますと、先般、2031年、今から14年後になにわ筋線というものが開通することが決定されました。新大阪から梅田の北ヤードを通過して、そこから地下に入って、で、新今宮、南海新今宮駅のやや北西側より南海本線に乗り入れるという計画であります。そこで、1つ懸念が私の中でわきました。ご存じやと思うんですけど、我が町の南海本線は高架化をしていないので、朝、あかすの踏切問題というのが発生しております。それに伴って救急の駆けつけがよりおくれることへの懸念があります。

駅横の遮断機が上下4本通過のため、朝、何分か、すみません、細かい時間を忘れたんですが、約6分間閉まっている時間があります。ここにも上下2本が、もしそのなにわ筋線用の運行本数がふえて上下2本が加わったとすれば、10分近く、あかすの踏切がさらに発生する可能性も否定できません。

年間の出動件数、1,140件、これをお聞きしました。単純に町の人口分布で考えると、東忠岡小学校区の区域におきましては、約8%の救命リスクの上昇が考えられます。この視点を踏まえまして、14年先を見通した検討を今からもう立てて、何らかの形で検討していかないといけない。じゃないと時間がないと思われそうですが、いかがでしょうか、お答えください。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

ご質問のように、なにわ筋線の開業によりまして、現行より運行ダイヤが混み合うとなりますと、南海本線の立体交差化が行われていないという本町におきまして、道路の遮断時間がより長くなりまして、歩行者、自動車、特に緊急自動車の通行に支障が出るものというふうに考えております。また、住民の生命にかかわることですので、今後、消防本部の存続、あるいは広域化に向けて協議をしていく上におきましても、消防本部とともに早期に十分な対策を講じてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

よろしくお願ひします。私の考へとしては、3点ほどあると思ひます。まずは、高架化ですね。高架化、もしくはアンダーを通すか、オーバーなどの整備をする。でも、これは多額な経費と膨大な時間がかかります。泉大津の高架化でも、僕がたしか中学生になるなれへんぐらいのときに始まって、去年やっと完成しました。20年以上かかっています。すると、もう時間的には間に合いません。しかも、金額はかなりかかります。

次に、やはり消防救急体制の広域化があると思ひます。消防等が広域化すると、一組とかなると思ひますが、一組でもちょこちょこ話に聞くのが、議会でも採決をもらわなあかん、組合でも採決をもらわなあかん、ダブルで大変やというような、そのような、ちょっと行政側の問題なんですけど、その辺のデメリット、指令系統のデメリットがあるんで、そんなにとらわれず委託等を含めて救命の広域での分担の再検討化ですね。例えば、今、忠岡の消防署、救急消防が下にあるんやったら、駅から下、例えば泉大津、和泉市と2市1町で広域化するとすれば、駅から下は忠岡、駅から上のこの東から上のほうは和泉市か泉大津のほうでカバーしてもらふなり、そういうふうな広域化の検討を進めていただきたいと思ひます。

もし、それ以後は決してこういう選択はしないとと思ひますけど、延ばし延ばしにした上に、結局時間切れが来て、結局2031年を迎えて、あかすの踏切がひどくなって、消防救急がおくれることが発生して、それで議会でもまた「何してたんや」と言われるようなことになることだけは避けていただきたいと思ひます。

総合計画が平成32年スタートで、また見直しは31年に始まると思ひます。そこから12年先の問題として検討を見出すことはもちろん、またできる限り早い時期に、このことだけに対しても検討を開始していただきたいと思ひますが、お願ひできないでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

ご質問のような対策には、さまざまな考へ方があるかと思ひますけれども、本町におきましては、今後のまちづくりにおきまして、時代のニーズに沿った、また、無理のない行財政運営を進めてまいる所存でございますけれども、ご質問のように、14年先というような将来的な課題でございまして、リスクを生じることが想定されるものにつきましては、その対策に余裕をもって対応するように努めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

今の、ちょっとすみません、回答で、14年先は余裕がないと思っていただきたいと思います。もう14年しかないという感覚でいていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

そのとおりでございます、できる限り余裕を持って進めてまいりたいと思います。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

よろしく願いいたします。次の質問をさせていただきます。

ごみ処理について質問させていただきます。昨今の委員会等でも多少報告いただいたんですが、今現状のごみ焼却等広域化を含めた計画の進捗状況について、改めてご回答いただきたいと思います。また、それを含めた現在の工程ですね、それを立てているとすれば、現在の進捗状況もあわせてご回答いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

このたび、泉北環境施設整備組合に対しまして、広域化を目指した勉強会の設置について申し入れを行ったところであります。現在、当該組合よりこの申し入れに対する回答を待っている段階ではありますが、できるだけ早い時期にごみ処理広域化検討に係る勉強会を実施し、受け入れ可能となるごみの組成や、あるいは将来の焼却処理量、そして最終的な費用負担額など調査研究を行い、ごみ処理の広域化に関しまして一定の方向づけを見出し

たいと考えております。

したがいまして、広域化を見通した現在の焼却施設を含めた全体の工程といたしましては、現時点では立っておりませんが、いずれにしましても、今後広域化の方向性を踏まえながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。広域化について、この問題が多少前進があったということで理解させていただきます。

この質問に対して、1点だけお聞きしたいと思ひます。長期包括の見直し検討の時期が来年度に迫っています。これまで多額の税金が投入されてきた施設でもありますし、ごみ問題というのは基本的に金がかからざるを得ないということも理解しております。実際さまざまな批判にさらされていますし、こういうごみ処理関係のことになれば、かなり質問等も多くなります。しかし、これまでのものを何度か見てますと、これまでの質問等の内容を見てますと、毎回同じ視点からの疑念を抱き続けられたまま、同じような質問が延々と繰り返されているということがよく見えます。

この広域化というのを進めていただいたらいいとは思ひんですが、そのために内容、また今後もその内容の進め方が、例えばパツパツと進めていってしまうと、また同じようなことにさらされてしまいかねませんので、このクリーンセンターの契約の検討を1年間しっかりと時間をかけていただくことももちろんやと思ひますけど、広域化できるできないの複数パターンのシミュレーションですね、それも踏まえて、広域化とクリーンセンターの案件に関してはしっかりと今後は相互関連性を持たせた内容で盛り込んでいただきたいと思ひんですが、お願ひできないでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

そのように努力したいと思ひます。よろしくお願ひします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。今後、金額が金額なんで、そういういろんな案件として上がってくると思いますので、またそのときに改めて質問させていただきます。

最後に移らさせていただきます。あとは、すみません、最後の質問です。駐輪対策についてご質問させていただきます。

この4月から朝の9時半に、シルバーの方たちが整理していただく時間が短くなって9時半で終わるということになって、10時、11時ごろ行ったら、結構な状況になっているというのを目の当たりにさせてもらっています。そのほかいろいろ課題はあるとは思いますが、質問事項にあります駅周辺の無料駐輪場に関し、本年4月以降の現状の状況把握についてどのようにされているのか。それを行政として現状を踏まえた上で、今後の駐輪対策についてどのように考えておられますでしょうか。

2点目です。昼前後の駐輪状況が以前に増して、先ほども申し上げさせてもらいましたが、悪化していると思います。せめて11時ごろまで配置するとか、一部の無料駐輪スペースを夜間使用禁止にするなど外から、要は忠岡町外から来る方に関して規制をかけるなど何らかの対応をしないと、朝6時、始発前に見に行きますけども、半分ふさがっています、一番近いところの駐輪場。そういった状況を改善すべきだと思いますし、それについていかがお考えでしょうか。時間も少なくなってきたので、3点一括質問で、あと最後に新たな駐輪用地も確保するように検討していくべきやと考えますが、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問のまず1点目の駐輪場の状況の把握につきましては、日常点検に加えまして、夕方や夜間の状況につきましても適宜確認をいたし、状況の把握には努めておるところでございます。先月実施いたしました駐輪台数の調査、この調査につきましてはお昼前に実施をいたしました。この調査で駐輪場全体の収容台数約697台に対しまして、駐輪されている台数は1,188台で、約170%となっております。収容能力を大幅に超えている現状となっております。

2点目の現状を踏まえた上での今後の駐輪対策についてでございますが、現在供用している駐輪場につきましてはスペースが限られておりまして、少しでも多く駐輪できるようにシルバー人材センターに自転車整理を委託し、最少の間隔で駐輪していただいておりますが、今申し上げましたように、それ以上に駐輪されている自転車が多い現状でございます。

す。

このような状況ではありますが、駐輪場の増設等の対策を実施するには、場所の確保、人員の確保等が必要でありまして、多額の費用が必要となってまいります。このことから現在は実施できる状況ではございませんが、今後の大きな課題といたしまして、他市町の施策も参考にしながら、改善に向けた調査研究を行ってまいりたいと考えております。

3点目の駐輪場の駐輪状況の改善についてでございますが、シルバー人材センターに委託している忠岡駅周辺自転車整理等業務につきましては、議員仰せのとおり、昨年まで週7日、午前6時から12時までを実施しておりましたが、昨年9月1日に施行いたしました自転車等の放置防止に関する条例によりまして、放置自転車のほうが激減されたこともございまして、今年度より午前6時から9時30分まで、週末は午前9時から11時30分までの委託業務に変更いたしております。このように今年度より変更したところでございますので、今年度につきましてはその状況を確認していきたいと考えております。

また、夜間使用禁止区域の設定等につきましては、施設整備や駐輪場管理が必要と考えられまして、対策する予算が必要となってまいります。また、駐輪場管理に対する職員も必要となってまいりますので、これにつきましても今後の課題といたしまして、調査研究を続けてまいりたいと考えております。

4点目の駐輪場用地の確保につきましては、現状を見ますと、議員ご指摘のとおり、新たな駐輪場用地の確保が必要となってまいります。本町の財政状況、厳しい状況が続いておりますので、現状では難しいかと考えております。

以上です。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

回答ありがとうございます。最後の文面で、本町の財政が厳しいので現状では難しいというご回答やったんですけど、せめて、じゃあ町の財政が何年にこうなるから、このような時期にこのような形で確保の予算を確保していきたいとか、ある程度の改善の方向性の時期ですね。この時期ぐらいまでにはとか、要は今の調査研究を進めていきますという前提やと、いつ、じゃあ終わるねんという話になってきますんで、できるだけ、きょうこの場ですぐにいついつまでと明言してくださいとは言いませんが、できるだけその調査研究を進めるのであれば、時間、今年度の予算ぐらいまでには、次回の予算委員会か決算委員会かどちらでも結構です。そのぐらいには、ある程度本当に必要であると感じられるのであれば、やはりその何年度までにはこういう形でこの年度にこのぐらいの金額の予算取りをしっかりと進めていくというような話を提案なり、こちらからまた投げかけますが、して



いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

今ちょっとここで、何年度までにはというお答えはできないんですが、駐輪場用地につきましては、駅東、駅西それぞれに1カ所の用地の確保と、それぞれの駐輪場の整備、改善のためにはこれが必要だと考えておりまして、これには多額の費用がかかってくるかと考えております。こういった金額につきましては、現在のところ検証等行っていませんので、具体的には申し上げることができませんが、同じような答弁になりますけども、その時期についてはちょっとここでは明言はできませんが、今後につきましては、このことも含めましてなるべく早く回答できるよう調査研究を行ってまいりたいと考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員、時間が来ているので、終了とします。

7番（三宅 良矢議員）

もう進めていっていただきたいと思います。また、各委員会等の場で再質問させていただきますので、またよろしく願いいたします。

以上で結構です。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

6番、日本共産党、河野隆子です。一般質問をさせていただきます。

まず初めに、学習指導要領改訂についてであります。

戦後の日本と世界の教育は、一人一人の子どもが成長、発達し、人格を完成することを目的にしてまいりました。ところが、2020年から小学校を皮切りに新しい学習指導要

領に変わり、学校教育のあり方全体が大きく変えられようとしています。新しい学習指導要領は、教育の目的を国際的な厳しい競争や国家間の争いの中で、何が起こっても自己責任で生き抜き、国家にも企業の利益向上にも貢献できる人材の育成に絞り込もうとしています。その目的を、道徳、全ての教科、自主活動なども含む学校教育全体で徹底させようとしています。

まず、小学生にとって大きな変化は、1年間の授業時間数がふえることです。新しい指導要領は、小学3年生から外国語活動を導入し、中学校や高校では学習すべき単語の数を大幅にふやすなど英語教育の早期化と強化を打ち出しています。英語は早い時期から学ぶことを歓迎する向きもありますが、多くの専門家からは疑問と心配の声が上がっています。

1つは、子どもの負担が大きいということです。外国語として英語を勉強するためには、日本語がしっかり身につけていることが大切だと言われています。小学3年生といえ、気持ちが動いたことについて、自分の言葉で表現したいという気持ちが高まり、書き言葉を習得していく時期であり、そこに新たに英語が入ってきたら、子どもたちはとても大変です。また、教える側の課題もあります。今の小学校の先生の多くは、英語を教える免許を持っていらっしゃいません。

文科省の計画では、英語教育推進リーダーが国の研修を受けて、そのリーダーが各校1名の中核教員を指導、その中核教員が校内でほかの教員に教えるとのこと。教職員の長時間過密労働が大きな問題になっています。小学校教員の3割が過労死ライン、年間80時間労働を超えています。この実態のどこに英語研修の時間を入れるのか、先生たちの混乱と不安は広がっています。

子どもの発達段階を全く無視した、極限を超えた詰め込み教育内容となります。全国の3割を超える自治体が白紙撤回を求めた1989年学習指導要領の内容（6日制）が、既に現行学習指導要領で5日制にギュッと詰め込まれています。ここに新たに英語教育と授業時数が加えられたら、質量ともに極限となってしまいます。どれだけの子どもが現在の教育内容を習得できているのでしょうか。実態を全く無視した詰め込みによって、できる子、できない子がさらに選別され、大量の勉強嫌い、学校嫌いを生み出してしまわないかと思います。現行でも、上乗せで満杯、時間割が組めない、7時間授業も避けられないと、見直ししかないという声も上がっています。

このように心配される中、来年の春、2018年から小学校、そして2019年からは中学校で、特別の教科道徳が始まります。検定教科書を使って授業し、文章による評価が行われます。道徳が教科とされることに教育委員会はどのように認識されておられますでしょうか。

教育部（土居 正幸理事）

議長。

議長（和田 善臣議員）

土居理事。

教育部（土居 正幸理事）

議員ご指摘のとおり、平成27年3月に小・中学校学習指導要領の一部改訂等により、現行の道徳の時間が、特別の教科道徳として教科の位置づけがなされました。教科化の背景についてですが、後を絶たない深刻ないじめへの対応があるものと考えられます。現行の道徳の時間では、授業で用いる使用教材の違いや指導方法の違い、また、それによって教師間に指導力の差が見られることが課題とされております。これらの課題を解消するために、教科化を通して教科書の使用と児童・生徒への評価が求められているものと認識しております。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

今、いじめの対応、それから授業の教材が一律にできていないので、この背景はこのように分析しているというお答えでございました。しかし、道徳が教科になれば、子どもの内心のあり方が評価されるようになる。道徳と申しますと、決まりを守る。親の言うことを聞く、先生から言われたことを守るなど、このように思い浮かべる人は多いというふうに思います。

しかし、言われたから従うだけでいいのでしょうか。人間は1人だけで生きていくことはできませんから、よりよい人間関係や社会をつくるためにどうしたらいいか、どう生きていけばいいのか、自分で判断できる力を持てるようにすることが本当の道徳性を育てることだと思います。

学校や地域での生活の中でぶつかったことを、先生などの援助を受けながら、みんなですれればいいのかを考えて話し合っていく中で判断力が磨かれるものだと思います。特別の教科道徳で教えられることは、小学校1年から中学3年まで、道徳の内容の集団や社会とのかかわりで1番目に出てくるのは、規則の尊重、そして法令の遵守であります。

社会の中で決まりができるのは、それなりの必要性や合理性があります。しかし、その内容を吟味しないで、ただ従えというのでは、子どもたちの判断力を育てることには決してなりません。その上に愛国心が置かれたのでは、子どもたちに上から言われたことには黙って従え、政府が言うことにも黙って従えという教えになります。これでは、子どもにとって人間らしい成長が損なわれてしまうのではないかというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

教育部（土居 正幸理事）

議長。

議長（和田 善臣議員）

土居理事。

教育部（土居 正幸理事）

特別の教科道德の評価についてですが、数値による評価ではなく、児童・生徒の道德性に係る成長の様子を把握し、児童・生徒がいかに成長したかを積極的に受けとめ、児童・生徒を励ますための個人内評価を行うものとされております。この評価を通しまして、児童・生徒はみずからの成長を振り返る契機とするとともに、また、教師にとっては指導計画や指導方法を改善する手がかりとするものであります。特別の教科道德の評価は、児童・生徒自身による道德的な成長の振り返りや道德性の育みを支援するものであると認識しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

成長の様子を積極的に見ていって励ますと、そういったことを今おっしゃられたわけですが、この教科書の中身ですね、ことし3月、初めての小学校道德教科書の検定結果が公表され、8社の教科書が検定に合格いたしました。その道德教科書の採択がことし8月までに行われて、2018年4月から実際に全ての小学校で使用されることとなります。文科省の検定による修正箇所は、新聞・テレビなどでも報道され、皆さんもご存じかと思いますが、日本の伝統文化を重視する趣旨でパン屋が和菓子屋に変えられたことなどが大きな話題にもなりました。しかし、もっと本質的に大事な問題は、そうした検定による修正を経て、実際に子どもたちの手に渡されることになる道德教科書の全体がどういったものになっているかということでございます。

今、本町でも4階に、7月5日まででしたか、教科書展示会が行われております。私も昨日、寄せていただきました。それを手にとると、こんなことまで教科書に載せるのかと驚くような中身になっております。

例えば、教育出版、小学1年では、「みにつけようれいぎ・マナー」、これは大変ひどいものです。おじぎの仕方まで、よくないおじぎを例示しています。おじぎやマナーなどは形ではなく、そのときの心理状態や相手の気持ちによります。よい、よくないなどと教科書で決めつけるということは、とんでもないことではないでしょうか。

また、国旗・国歌が小学校2年から取り上げられています。国旗・国歌法が審議、成立した1999年、当時の小渕首相は国会答弁で、「子どもたちの良心の自由を制約しようとするものではない」、「法制化に当たり、国旗の掲揚に関し義務づけなどを行うことは

考えていません」と、このように言いましたが、検定合格後の教科書では、「姿勢を正し、帽子を取って礼をします」とか、「国歌が流れたら、みんなで一緒に歌います」と書いてあります。国歌の意味では、戦争までの時代、意味などは全く書かれておりません。

また、小学校5年生の「ほじゅう資料、下町ボブスレー」では、ポーズを決める安倍首相とあり、森友問題や加計学園のことで真実を語らない安倍氏の写真を堂々と載せています。安倍氏こそ道徳をしっかり学ぶべきではないかというふうに私は感じました。

また、もう1つ最後に取り上げるとすれば、東日本大震災を扱った教材では、多くの人々がボランティアに駆けつけたことや、避難所で食べ物を分け合って食べたりしていることについて、困ったときはお互いさまの心なんだなどと述べています。また、外国人が、「地震の後、ガソリンスタンドやスーパーマーケットではものすごく長い列ができています。でも、日本の人たちは、大声を出して怒ったり割り込んだりしませんでした。それを見て、私はとても驚きました。日本人は思いやるすてきな心を持っていると思います」と語っていますと、このように載っているんですね。

震災後6年たっても、10万人近い人々が避難を余儀なくされていること。それだけではなくて、自主避難者に対して、この4月から住宅補償を打ち切り、元復興大臣は自己責任と言い放ってはばからない現実。また、子どもの甲状腺がんは百数十人にも及んでいることにもかかわらず、原発を安全と言い放ってきた東電や原発を推進してきた政治家、役人、誰一人責任をとっていない。しかし、このような観点は全く載せられていません。

検定に合格した8社の教科書は、どれをとってもよいものではありません。日本弁護士連合会の意見書では、道徳の教科書に伴う検定教科書や評価の導入は、日本国憲法のもとで認められない道徳教育の範囲を逸脱するおそれが極めて高いと批判しております。1つの考えを押しつけるということがあってはならないというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか、再度答弁をお願いしたいと思います。

教育部（土居 正幸理事）

議長。

議長（和田 善臣議員）

土居理事。

教育部（土居 正幸理事）

教科書の採択につきましては、道徳に限らずどの教科においても、文部科学省の検定を通過した教科書の中から採択するものとなっております。今回採択を行います小学校の道徳については、検定を通過している教科書が8社あり、この中から本町の子どもたちにふさわしい教科書を採択してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

文科省の検定を通過したからよいものだというふうには私は思っておりません。子どもは、失敗したり、けんかをしたり、時にはうそをついて叱られたりしながら成長していくものだというふうに思っております。しかし、最初から結論の見える読み物を読まされて、そして自分の気持ちを書かされ、それが評価されるシステムがつくられたら、学校は常に評価を意識して行動しなくてはいけない場になってしまいます。それは、子どもにとってつらいことであると同時に、人間らしい成長の条件を損なわれてしまうということではないでしょうか。

どの子ども、その子がわかるやり方で教えてもらえればわかる、できるようになると思います。子どもたちは、仲間とともに、わかった、できた喜びを積み上げて成長していくものだと思います。

学校での教育のあり方は、そうした子どもや地域の実情に合わせてみんなで話し合い、工夫し合って、下からつくり上げていくものだと思います。誰もが人間として大切にされるという、そういった教育を広げていっていただきたいと思いますが、どうお考えでしょうか。

教育部（土居 正幸理事）

議長。

議長（和田 善臣議員）

土居理事。

教育部（土居 正幸理事）

今、議員ご指摘の部分でございますが、今回のこの改定の中身といたしまして、目標として子どもたちに多面的、多角的な考える力を育むという部分がございます。また、大きなポイントといたしまして、答えが1つでない課題に子どもたちが道徳的に向き合い、考え、議論する道徳教育への転換と書かれております。これらに基づいて推進してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

お利口な答えばかりを考えて行動するような子どもになっては大変です。1つの考えを押しつけることのないように、ぜひそれはよろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

教育部（土居 正幸理事）

議長。

議長（和田 善臣議員）

土居理事。

教育部（土居 正幸理事）

学習指導要領に基づいて進めてまいりたいと思います。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

子どもに合った心のこもった本当の社会道德ですね、そういったことも踏まえてやっていただきたいというふうに思います。

次に、「早期に子ども食堂の実施について」をお聞きしたいと思います。子どもの貧困対策の1つとして子ども食堂の実施を早期に取り組んでいただきたいということで質問させていただきます。3月議会で質問させていただいたところですが、東部長さんは、必要であるとは認識していただいていると、そのように答えていただきました。

近隣でも、泉大津のおずみん食堂のことは紹介させていただきましたし、担当課のほうもご存じであります。しかし、岸和田市、熊取町、泉佐野市でも、運営主体はそれぞれ違いますが、続々と実施をされております。本町は調査研究されるということでありましたが、検討はされておられるのでしょうか。町はどのように検討し、進めていこうとされているのかについてお聞きしたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまの議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

議員さんのおっしゃるように、子ども食堂につきましては、近年、家庭の経済的貧困のために満足な食事が取れない子ども、欠食や共働きやひとり親世帯の増加により、子どもが1人で食事を取る孤食の問題などさまざまな家庭事情にある子どもに、無料または低料金で食事や居場所を提供する活動として、個人ボランティアやNPO法人、各種団体などの連携により全国で広まっておることは認識しております。また、子ども食堂が貧困対策として意味合いを強くすることで、利用をちゅうちょしてしまう参加者がいるという課題も浮かび上がってきております。

これから社会を担っていく子どもたちが、その生まれ育った環境に左右されることなく

健やかに成長される環境を整備していくことは必要であると認識しておりますということで、3月議会でもお答えはさせていただいております。

今後につきましては、今回ご質問の社会福祉協議会などと連携し、早急に実施されよとご質問でございますが、現状では難しいということと認識しております。行う限りは継続して行える場所の確保や、ボランティアや仕組みづくりの調整が必要でございますので、今後につきましては、同じことでございますが、行っていく場所、ボランティアの確保、仕組みづくりの調整につきまして、現状水面下のほうで調整のほうはしておるところでございます。今後、実施できるように調査研究してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

熊取町は、老人憩いの家と隣接している公民館を開放して場所の提供と、そして、住民提案協働事業として年間30万円の補助金を出しています。運営主体は、熊取町は社会保障推進協議会だというふうにお聞きしました。泉佐野市は子育て支援交付金500万円を使って、業者に委託という形で運営を昨年9月からしています。また、泉大津市は、新たに今、おずみん食堂以外にも3カ所あるわけなんですけど、新たに子ども食堂を地域で広げるために、補助金125万円を予算化し、子ども食堂をふやしていくと、そういった方針を出されています。いろんな創意工夫があると思うんですが、本町でも、このように近隣でもどンドンとやっているわけなんですから、実施されるべきだと思います。

先ほど答弁でもありましたように、場所の確保であったり、ボランティア、そういった仕組みづくりを今研究しているということではありますが、いつまでも研究というわけにはいきませんので、まずもって前進してもらいたいというふうに思います。その点について、近隣の今、例を申しましたので、それを踏まえてどうお考えになりますでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

早急ということがございますが、回答のほうは同じとなりますが、忠岡町において行う限りは継続して行える場所の確保、ボランティア、仕組みづくりの調整が本当に必要でございますので、こちらのほうを、ただいまお話をお伺いしました補助金を出してということにつきまして検討してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申



し上げます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

子ども食堂を開いて継続させるということは、大変努力が必要だというふうには思いません。子ども食堂を開設するには、場所の提供、先ほどもおっしゃいましたが、しかし一番大事なことは、お手伝いをしていただけるボランティアの方、そういった方がいなければ進みません。社協ではボランティアセンターを立ち上げていますが、なかなか人が集まっていないと。そういったざっくりとした募集であるというふうにお聞きしています。その中で、子ども食堂でお手伝いできる方というふうに募集をして、社協と連携してボランティアを募ってもらう、そういったあらゆる手段を使って早期に取り組んでいくべきだと思います。

場所の確保を大変心配されていますが、まずはボランティアさんを一度そういった形で募ってもらう。それに対してはすぐできることだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきまして、社会福祉協議会で募集しておりますボランティアのほうでございますが、そちらのほうにつきまして、子ども食堂のボランティアというような形で応募のほうは社協のほうに働きかけてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

マンパワーが一番大事ですので、ぜひそれはすぐにでもできることだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。子どもたちが1人でご飯を食べる孤食で、そしてスナック菓子で済ますとか、例えば親御さんが仕事が遅くて大変寂しい思いでお家でご飯を食べる。そんな子どもたちが1人でもそういった子ども食堂へ足を運んで、みんなでおしゃ

べりしながらご飯が食べられる、そういった状況を町でもつくっていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、ひきこもりの支援についてお伺ひいたします。ひきこもりと一言で申しましても、人それぞれひきこもりの状態、また理由があると思います。一步も部屋から出ないで食事だけを家族が運ぶ。また、人に会わないように、夜遅くにコンビニには行ける。ひきこもりの理由は、いじめであったり、そして職場でのめごとであったり、家庭内での問題であったり、大変難しい問題であります。

職場の対人関係や就職活動など社会に出てからの挫折などでのひきこもりになる傾向が今現状では強くなっているというふうに私は感じております。また、ひきこもり状態になってから長期化が深刻な問題になっております。身の回りのお世話や経済的援助をしている親も高齢化していく。ひきこもりの状態にある本人や家族が、どこに、誰に相談したらよいのかわからず重篤化していく。特に家族が地域の中でまずどこに相談したらよいかということを明確にすることによって、より適切な支援に結びつくことができると思います。が、本町のほうはどうお考えでございましょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまご質問いただきましたひきこもりの問題につきましては、ひきこもりの実態につきましては現在のところ把握はされておりましたが、ひきこもりに至った原因は、議員もただいまおっしゃったように、何かのきっかけがあり、また、その背景には先天的要因や心理的要因、社会的要因などさまざまな要因が絡み合っただけで影響しているものと考えております。また、このひきこもりの問題は、地域の中で孤立化し、行く行くは生活困窮者に陥るなど地域社会にとって深刻な状況をもたらすことにつながりかねない課題だと受けとめております。この問題は、その家庭にとりましても大変デリケートで複雑な問題であるため表面化しにくく、さまざまな検討すべき課題があるものだという事も認識しております。

まずは、このひきこもり状態にある方々が、その家庭の悩みを解決するためには、相談先を知っていただくことが重要ということも認識しております。

本町におきましては、福祉関係であれば、いきがい支援課のまずは窓口、そちらのほうにご相談していただいて、そこから社会福祉協議会のいきいき相談支援センターのコミュニティーソーシャルワーカー、あるいは児童・生徒であれば、教育委員会の窓口で相談していただければ、その相談内容によって、大阪府のひきこもり支援センターや、ひきこもりの相談・支援に係るノウハウを有するNPO法人等に紹介してまいります。また、生活

困窮によるひきこもりであれば、大阪府の岸和田子ども家庭センターの「はーと・ほっと相談室」などがございますので、そちらのほうを周知してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

まずは、そういったお困りの方に来ていただくということ、相談に来ていただくということは大変大事だというふうに思います。そのためには、広報ですね。広報にはほとんどこのことが載っていませんので、ひきこもりという文章ではなかなか載せにくいかと思うのですが、そこは工夫をしていただいて知恵を出していただいて、広報で広くお知らせして、手だてを打つ。いきがい支援課のほうに来ていただいたら、一緒になって考えていただくということですので、そういった周知徹底をしていただいて、その方に必要な支援ですね。医療機関であったり保健所であったり、また子ども家庭センター、NPO法人、専門機関につなげていくということが大事ですので、まずはお知らせしていただく、広報に載せていただくということが大事だというふうに思います。これを最後にちょっと答弁をお願いしたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

検討してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

もうこれで時間が来てますので、これで最後にしてください。

6番（河野 隆子議員）

広報に載せることは検討と言わずに、すぐ載せられることだと思いますので、来月にでもぜひお願いしたいと思います。

終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で、河野議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

5番、日本共産党の是枝です。一般質問をさせていただきます。

1つ目は、現在、忠岡町が計画を進めようとしている町立忠岡保育所と忠岡幼稚園を民営化された1つの公私連携の認定こども園にする問題について、お尋ねをいたします。

忠岡町の説明では、民営化された認定こども園は公私連携型であるから、民設民営になるけれども、忠岡町が移管先の法人と協定を締結して、その協定の内容に基づいて助言、指導などの関与をしていきますというものであります。しかし、公と私で連携するといっても、どこまで関与できるのかが問題であります。国が公私連携という形態をつくったのは、公イコールすなわち自治体が、私、民間に対して指導を強めるためのものではありません。公立保育所を民営化するために企業や法人が参入しやすいよう、土地や設備を無償あるいは時価より安い対価で貸し付け、または譲渡するため、法律の改正まで行ったわけです。何もなしに、ただで町民の財産の土地を、町の土地を貸したり譲り渡したりしたら大問題ですから、何か協定を結ぶ必要があるため協定を結び、そして関与が発生するというわけでありまして、国のつくった公私連携とはこのようなものであります。

この6月議会には、移管先法人を公募し、選ぶための選定委員会を設置する条例案が忠岡町から提案をされております。応募してくる社会福祉法人や学校法人などに募集要項と諸条件が配布されます。その中身を見ますと、いろいろ条件が書かれてあります。まだ案の段階であります。利用定員のこと、保護者、事業者、忠岡町の三者協議会を設置するなど運營業務に関すること、職員の配置に関すること、食物アレルギーなど給食に関することなど、忠岡町がこれまでやってきた水準を維持するということで、条件を設定しているというものであります。

しかし、例えば公立保育所の保育士さんの経験年数と民間保育所の保育士さんの経験年数は、圧倒的に公立のほうが経験豊富でやっぱり違うので、忠岡町は法人の募集条件として、常勤での5年以上の教育・保育経験を持った職員を3分の1以上配置することを盛り込んでいます。しかし、忠岡町の町立の保育士さんの勤続年数の平均は15年です。大阪市の指導でしかないんですけれども、民間保育士さんの大阪市の勤続年数の平均が5.2年。ですから、この5年以上の職員を3分の1以上という条件にしたとしても、現在の忠岡保育所での保育内容の水準を維持する担保、保障にはならないと思います。

一方、民営化に関して教育委員会の基本方針には、このように書かれています。「本町

の幼稚園、保育所施設で培われてきた就学前教育と保育の成果を財産として継承する」とあります。教育内容がどう継承されていくのか、保育士、幼稚園教諭がこれまで実践してきた保育・教育水準が後退していないか。配置基準など目に見えるものはチェックできますが、どうやってこういった内容を評価、チェックしていくのでしょうか。

まず1点目にお聞きしたいのは、移管先の法人が行う教育や保育方針や内容について、忠岡町はどこまで関与できるのでしょうか。教育部長さんよりお答えをいただきたいと思えます。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

民営化後ですね、民営化、その後につきましても、引き続き町職員がもちろん定期的に園を訪問するなどによりまして、移管条件の履行状況でありますとか、教育・保育内容の継続性を確認するとともに、もちろん必要に応じて助言、指導を行うなど町も一定の関与をしております。

教育・保育内容等につきましては、これまで委員会等でもご説明させていただきましたが、事業者の募集に係る諸条件にも書いてあるとおり、幼保連携型認定こども園保育要領などにに基づき、また、現在の本町の保育所、幼稚園において行っている教育・保育を継承することを基本としております。

また、もちろん教育・保育内容の充実に向けた民間事業者の教育・保育内容に係る独自性について、全て排除するわけではございませんが、ただし、こういった場合につきましては、きっちりと三者協議会において議論、検討、決定してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

引き継ぎ保育ということで、そういった職員が残るということで見えていくということですが、何年残ってくれるんでしょうか。1年間だけなんです。で、三者協議会で話をするとっても、評価のしにくいものをどうやって評価をして言うていくんやというところを私はお聞きしてるんです。

やっぱり公立保育所のよさは、勤続年数の長い経験豊富なベテランの保育士さんがたくさんいるということでありまして。子ども同士のトラブルの解決の仕方も全然違ってきま

す。保護者との関係も全然違ってきます。子どもたちと一緒に保育士さん自身が成長していくからであります。ですから、こういった経験年数の違いということは、保育の質、内容については大きく変わっていくというふうに見るのが一般的ではないでしょうか。一般的でなくても、事実そうなると思います。ですから、1年間だけ残って、こういう中身だったと報告を聞いて、ここをこうしてというふうに言うとしても、それは1年間だけであって、その後はわからないわけであります。

公立と民間の保育の中身の違いは、経験年数だけではありません。公立は、子ども一人一人の発達を保障する大切な仕事ということで、人格形成に係る大事な仕事ですから、ここに重きを置くので、別に地域の子ども全てを、いろんな条件の子ども、障がいや家庭の支援が必要な子ども、いろいろな子どもをみんな受け入れていくということですから、そういった保育内容をしていくということですが、民間はやっぱり入所児童を集めないといけないという問題がありますので、経営もやっていかないといけないので、人件費のことも考えないといけないということですから、特色ある教育・保育をして園児を募集しないといけないという部分があってやっている部分もあるというふうな側面もあります。

ですから、それぞれの違いがあるので、そこを公立であったものを民間に変えれば、やっぱり性格が違うわけですから、役割が違うわけですから、内容が違ってくるというのも当然だと思います。指導の仕方が問題であるとか、いろいろそういった細かいことについてとか、あと礼儀作法に厳しいとか、極端なそういった指導がされているとかいうふうな、そういったことについて、どこまでそういう教育・保育方針に忠岡町が介入できるのでしょうか。私は介入できないと思います。やっぱり民間ですから、忠岡町は民営化をして保育の運営から行政は手を引くわけですから、いつまでもそんなに介入はできないと思いますが、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

民営化されましても、基本的には幼保連携型認定こども園の教育・保育要領等々に基づいて、基本的なものは行われますので、私立であっても民間であっても根幹は同じであるというふうに考えております。それから、これまでも議会のほうで答弁させていただきましたが、必ずしも経験のある先生が全ていいというわけではないというふうに我々は思っています。もちろん経験のある先生につきましては、お母さん方も非常に安心するという面もございますけども、若い先生は体を動かしながら一緒に子どもたちと遊びながらやっていくというふうな、そういった面もございますので、そのあたりについてはこれまでも答弁させていただいたところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思っ

おるところでございます。

また、もちろん、定期的に移管後も町もかかわるということでございますが、もちろん園に訪問することもあれば、町のほうに来ていただいて、町の職員が受ける研修も一緒に受けていただく。また、我々の公立の所長さん、園長さん、もちろん我々と同じように会議をして、どのような形で園を運営していく。また、小学校との連携についてどういった行事をやろうと、そういったことについても、この庁舎に来ていただいて、ともに検討、議論していく。そういう中でかかわり合いを持っていきますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

まあ、されてみないとわからないという面がありますので、これはそうしたいと思っても、そうならない場合もあるということは指摘させていただきます。

2 点目ですが、民間施設では公立よりも高い保育料以外の実費徴収金や、公立にはない上乗せ徴収などの保護者の費用負担があります。その額の変更などについては、どこまで忠岡町が関与できるのかという点についてです。

民間のこども園は、運営費が不足した場合や施設の改修費用や行事の費用などは、教育・保育の質を落とすか、保護者の費用負担をふやすかということになります。公立であれば、保育所の予算として一般会計から忠岡町が出すので保護者の負担は少なくなります。民間の場合は、実費徴収や上乗せ徴収など保護者負担となります。その金額の決め方、負担の引き上げなどについて、忠岡町はどう関与するのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

保育料以外の保護者負担につきましても、委員会等でも答弁させていただいたとおり、事業者募集に係る諸条件に記載してあるとおりでございますが、保護者と事業者、それから町ですね、三者で構成します三者協議会を設置いたしますので、その協議会の中で決定してまいりますので、町においても一定の関与をしてまいるというところでございます。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

移管先の募集要項や、その諸条件に今言うたことを書いてます。費用負担について移管前に徴収していた費用以外の負担を求める場合、保護者が希望するサービスを提供する場合を除くというものは、三者協議会で協議し、同意を得ることとあります。三者協議会、保護者、事業者、町の三者です。保護者が負担は嫌だとはっきり言えば、一見問題ないように思われますが、毎日子どもがお世話になっている認定こども園に対して、面と向かって負担は嫌だというふうには言いにくい場合もあるかと思われます。また、民間の施設では、PTAや保護者会がないところが多く、あっても機能するかが疑問視されます。そのPTAや保護者会に施設側が出席するというのであれば、言いたいことも言えない、話し合えないということになるということでもあります。それは先ほど述べた面と向かっては言いにくい、保護者が集まって話し合う場がないということなどからです。

町は保護者が負担増を了承していれば何も言わないでしょう。しかし、負担できない保護者がいるのにもかかわらず、三者協議会の保護者が負担オーケーというふうに出した場合に、負担できない保護者がもしも経済的にいらっしゃったら、どうするんでしょうかと。どなたが責任を負っていただけるんでしょうかと。町立ならそんな負担増というのはないのに、やはり地域のどんなご家庭の全ての子どもを受け入れる公立の役割と民間には違いがあると。三者協議会というものがあるといっても、それは忠岡町が直接運営をやっている、責任を負っているということのかわりにはならないというふうに思います。

保護者が民間のこども園、ここに入りたいと、負担もいいと。これだけ負担するから入れてくれと言って入所させているなら文句はないんですけれども、忠岡町の都合で忠岡保育所、忠岡幼稚園、忠小校区の子どもは、今度新しくできる民間のこども園に行ってくださいと。ここですよというふうに指定されるんですから、選べないんですから、そのことについての忠岡町の責任というのはどうお考えでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

特に、要は民営化移管後でございますが、一定、今現在、忠岡保育所・幼稚園に通っておられる方がおられますので、特にそのあたりにつきましては増減が、いわゆる大きな負担がないように十分配慮してまいりたいというふうに考えております。

それから、実費徴収分のその内容や変更、もしかしたら制服とか、いわゆるオプション部分もあるかと思えますけども、そのあたりにつきましても基本的にはまず第一に、現在



の教育・保育内容を継承していただくということになりますので、このあたりについても十分三者協議会において協議、検討してまいるというところになりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

制服については、今在籍している児童が卒園したらまた考えるみたいなことが書かれております。ということは、3年間ぐらいは制服がないと思います。でも、3年たったら制服という話が出てくるかもしれないという、今後のことについては、この三者協議会というところで話し合っていくということですから、制服はありませんよ、大丈夫ですよとは今言えないということでもあります。だから今後、将来にわたっての保証にはならないということでもあります。

オプションについても、しばらくはされないと思います。大きな負担増になりますから。でも、やっぱり特色あるということや民間はやりたいと思います。そうすれば、その費用負担について、全員に強制ではなくとも、やはりクラスの中で自分だけそれが受けられないお子さんがいたらどういう気持ちになるのかということもありますので、やっぱりそういうオプションについても、今後、親が希望すれば、希望する人だけしますというような形になれば、絶対希望しない人もやらざるを得ないというふうな形になっていくと思いますので、問題だと思います。それについての町の保護者負担、負担ができない方についてはどうするのかという、そういう明確な回答もございませんし、将来の保証ということもありません。三者協議会で協議してできれば、それが実行されるということですから、導入されるということですから、大変不安な部分であります。公立保育所とは違うやっぱり民間の保育所、幼稚園、認定こども園だなということになっていくわけでありませぬ。そういった点があります。

これについて、将来にわたって制服がないとか負担はふえませんか、町がやっているのと同じ負担ですというふうにここで保証できるでしょうか、部長さん。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

将来にわたることですので、もちろん保証することはできません。ただ、今現在、町の保育所または幼稚園がやっていること全てが、今の時代のニーズに合っているかどうかと

いうのは、これから先、変わっていくこととなります。そのあたりも含めて、十分利用者の方と協議していくというところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

その分についての続きの質問ですが、3点目の、保護者の費用負担の決定についての決め方というのが問題になってくるかと思ひます。移管先の募集要項の諸条件には、保護者、事業者、忠岡町の三者協議会で協議することと書かれています。どこからか一方からいろいろと、移管先の実業者が負担をお願ひしたいというふうに出てきたら、協議に応じないといけないということになっているんですね。

で、そしたらその保護者の代表というのは、誰が何人ぐらい、どうなるのかなど。全員の声を聞いてくれた代表という、そんな代表っているんだらうかと。一任されているというたら、その人の個人の考えにもなってしまう。ちょっとこの保護者の代表というのは大変重い責任を負わされるということになりますので、なりたくないという方もいらっしゃるんじゃないでしょうか。保護者の代表というのは誰になるのか、また、どこがその人選をするのかというのは、今の段階でご答弁いただけるでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

三者協議会につきましては、もちろん、子どもたちの急激な教育・保育環境の変化を最小限にとどめつつ、子どもたちの利益を確保するため、移管条件の履行状況や教育・保育内容の継続性を確認するとともに、移管先の管理運営事項以外で教育・保育内容を変更、充実する場合は三者協議で協議するほか、もちろんこれらに問題がある場合につきましては、三者協力のもとその解決に努めることを目的に設置してまいるところでございます。

現時点では、具体的な人数などは想定しておりませんが、保護者の代表として数名、事業者から数名、町の事務局から現場の先生、また役場の担当課の数名というふうに考えております。実際どれぐらいの代表者を選ぶか、また、どんな形で運営してまいるかということにつきましても、法人が決定後、法人、我々、また保護者の方と協議してまいりたいというふうに考えております。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

現時点ではどうも保証をいただけないし、どんな決め方になるかもちょっとわからないということですね。いや、そういうふうを受けとめられますけれども、誰がどこで決めるかといったところをお聞きしたのであって、まあいいです。そういったね、4つ目ですけども、今現在、幼稚園はPTA、保育所は保護者会という別々の保護者組織になっていますが、1つの認定こども園になると保護者組織はどうなるのかということで、幼稚園のPTAの集まりは大体昼間ですし、保育所の保護者会は、お仕事が終わってから夜の時間帯に持たれることが多いので、夜に幼稚園のPTAの方に出てきてくださいと言っても、なかなか出てきてくれないと。で、昼間に保育所の方と言うても、仕事に行ってますということで、やっぱりばらばらになるんですね。保護者の意見をどういう仕組みで反映して決定されるのかというところで、そういう話し合いがない中で代表者だけ寄って、何か一任された方がオーケーを出すというのも、それもほんとにね、いいのかということになりますので、そういう保護者の意見をどういう仕組みで反映して決定していくのかということが全然明らかではないので、その点について、ちょっと時間がね、次の質問もございますので、一言その点についてはどういうふうに反映されていくんでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

もちろん、現在、幼稚園と保護者では、その保護者の代表の仕組みが違いますけども、こども園化されましたら同じような保護者の代表というか、集まりになるかと思えます。ただ、会議を運営していくに当たりましては、その開催時間とかいう分につきましては、現在でいいです保育所側、また幼稚園側のそれぞれの保護者の状況等を踏まえまして、土・日等に開催するとか、あるいは平日の晩に開催するとか、そういったことについては柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝委員。

5番（是枝 綾子議員）

会議の開催でも、みんなが参加できるという、そういうものでもないかと思うので、どうやって保護者の意見を反映させるというふうな仕組みを考えているのかということやっ

たんですが、ちょっとないようですので、次の質問がありますので。

この三者協議会という形でうまくいくという保証があまりなさそうなどというふうに思えるような状況であります。やっぱりどんなに頑張っても、忠岡町が直接やってきたときは全然違うことになりますので、やはり三者協議会ということで、そこで何でも話し合っ  
て決めましたと、保護者が入って決めましたとされてしまうということになるのではない  
かという危惧があります。そういったものであるということで、公私連携と言うけれど  
も、やっぱり忠岡町が直接やってきたときは全然違うものになってしまうというふう  
に思いますので、その点は指摘して、次の質問に移りたいと思います。

就学援助制度についてであります。来年の4月に小学校に入学する児童の就学援助制度  
の入学準備金を、小学校入学前の3月に前倒し支給することについてお尋ねいたします。

この問題は、ことしの3月議会でも我が党の河野議員が質問いたしました。本町では、  
来年、中学校に入学する現在小学校6年生の児童については、中学校入学前の3月に支給  
されることになりました。大変助かると喜ばれております。全国で小学校の入学準備金の  
前倒し支給を実施、あるいは来春実施を予定されているところは、3月時点の調査の新聞  
「赤旗」の調査集計であります。86自治体です。その後、小学校の入学準備金の前倒  
しするところがふえているかもしれません。

先日、小学校も中学校も入学準備金を前倒し支給している奈良県の王寺町に問い合わせて  
みました。前々年度の所得で就学援助の申請を受け付けているので、小学校入学前の2  
月に申請してもらい、3月に支給決定でき、特に問題は出ていませんとのことでした。本  
町の小学校の就学援助の入学準備金支給人数は、忠岡、東忠岡両方の小学校を合わせて  
も、27年度は20名、昨年度は13名でした。小学校の入学準備金はことしから2倍に  
ふえて4万6000円、予算的にはこの毎年的人数を掛けたとしても、そう多くを必要とは  
しなないと思います。

ことしの3月31日付で文部科学省の初等中等教育局長名での通達が来ていると思いま  
す。私も担当課からその通達のコピーをいただきました。そこには小学校就学前の就学予  
定者も対象になるという国の要領の改正がされ、就学援助の入学準備金を小学校に入学  
する前にも支給できるようにしたと書いてあります。ですから、何の問題もありません。

来春の中学校の入学準備金が前倒し支給されるのに合わせて、小学校も前倒し支給され  
るお考えはありませんでしょうか。教育部長さんよりお答えをいただきたいと思いま  
す。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

国からの通知につきましては、要保護を対象にした通知だったかというふうに思いま

す。これまでも答弁させていただいているとおりでございますが、新入学用品費につきましては、平成30年4月に中学校に入学される現在の小学校6年生に対しまして、入学準備金として3月に支給するよう、現在、作業を進めているところでございます。

小学校入学に伴う新入学用品費について、同じように入学準備金として3月支給とするためには、通常3月中旬から4月下旬までに申請いただいております就学援助申請とは別に、それより前の時期に全ての小学校入学予定者の保護者に対しまして、入学準備金の申請について周知を行い、その後、入学準備金のための支給申請書を提出いただき審査を行うなど事務処理が新たに必要となるところでございます。

今年度支給となりますと、例年の受給人数、20名程度になりますが、その分の予算措置につきましても新たに必要となるところでございます。他の近隣の市町村が調査しました現在の府内市町村における入学準備金としての3月に前倒し支給するであろう団体の状況につきましては、府内では中学校入学準備金では本町を含んで6団体、小学校入学準備金では来年3月支給を予定としている団体が1団体というところでございます。

本町につきましては、まずは今回見直しさせていただいてる中学校の入学準備金についてきっちりと作業を進めさせていただき、また検証させていただきながら、もちろん小学校の入学準備金の支給につきましても、できるだけ早い時期に3月支給ができるよう、他の市町村の状況を調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

忠岡町の貧困の子どもはわかりませんが、国は子どもの6人に1人が貧困状態と言われ、山形大学の戸室准教授の研究では、大阪府は5人に1人と。忠岡は、ひとり親家庭が大阪府下の平均よりも多いんです。ということは、低所得の子どもが当然多いというふうに見なければいけないと思います。

就学援助の制度は、子どもの貧困対策の経済的支援の大きな柱となる重要な施策と位置づけられています。ですから、国と忠岡町は子どもの貧困対策法、また大綱に基づいて対策をとらなければならない責務を負っているわけですから、これは一日も早く行うべきものであるというふうに思います。ですから、その施策の拡充に取り組む責務があるというふうに認識をされているのかということ、ちょっと最後お聞きしたいと思います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

部長の答弁をもって終了いたします。

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

もちろん貧困対策につきましては、本町においても十分取り組むべき課題であるというふうには認識しているところがございますので、もちろんその中に位置づけられております就学援助につきましても、できるだけ早期に小学校1年生の分についても支給できるよう努力してまいりたいと思っております。

5番（是枝 綾子議員）

ぜひ行っていただきますよう、よろしく申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

最後に、高迫千代司議員の発言を許します。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

11番、日本共産党の高迫です。一般質問をさせていただきます。

初めに、クリーンセンターの要求水準書の協定変更についてお聞きをいたします。

忠岡町のごみを減らすことは、住民の住環境や地球の温暖化にとっても必要な課題です。本町も2年前からその他プラスチックの分別に取り組み、住民の方々のご協力で年間140トンもの資源ごみとして分別をし、収集をしておられます。しかし、住民が分別をして燃やしていないその他プラスチックを、忠岡町では燃やしたかのようにカウントをしています。その結果、ごみの焼却量が計画量よりも10%少なければ、協定により約400万円以上のお金が返ってくるはずなのに、そうはなっていません。

理由は、20年に忠岡町と住重環境・松和メンテナンスの企業体と交わした契約、覚書で、その他プラを燃やさず、ごみを減らしているのに、燃やしたものとして扱われているためです。住民の分別の努力がこの分野では報われていません。この変則的で忠岡町の利益にならない契約の変更を、私たちは何度も求め続けてきました。

先ほども同じ質問を何度もしてるなど言われましたけれど、行政の問題点は改善されなければ何度でも取り上げるというのが、住民の代表としての私たち議会議員の役割だというふうに思っております。

町もこの問題を何度も取り上げる中で、町は企業体と協議を続けていく、このことを何

度もお答えをいただいております。ところが、ことしの3月議会、14日の予算委員会で、突然この矛盾点の解決を放棄して、新たな契約を進めているという話を聞きました。私は、それは忠岡町にとって有利な条件であるのかと聞くと、そうではないというふうな内容でありましたので、反対の声を上げました。

その結果を知ったのは、5月18日のクリーンセンターのモニター委員会でありました。その時点では既に協定が締結され、その締結された協定は28年度から適用されていきました。協定は、何と予算委員会の後、7日後の3月21日に締結されていきました。あと10日すれば29年度になる。この土壇場の28年、ほぼ1年さかのぼって適用されたということですから、一般常識から考えてもおかしいやり方だなというふうに思っております。

そして、この内容そのものは、これまでの議会の答弁と正反対の内容ですから、これはさらにひどいと思っておりますが、何とご説明では、この協定を忠岡町からわざわざ事業者に提案をして協定をしたと言われました。なぜなのか、担当部長さんよりお答えをいただきたいと思っております。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

クリーンセンター長期包括整備運営管理業務の要求水準書に掲げます計画焼却処理量につきましては、平成26年10月より本町の施策としてその他プラの分別を開始してから、その取り扱いについて、これまで委員会等で議員からご質問、ご指摘をいただいておりますが、今般28年度の変更についてご説明させていただきます。

当初の計画焼却処理量として、一般家庭ごみのうち、その他プラが含まれていることから、本来分別を開始した段階で計画焼却処理量と、実焼却量のうち一般家庭ごみからその他プラを差し引くべきところでありましたが、その他プラの実績値がないことから、これまでその他プラを焼却したものとして計上してまいりました。

しかしながら、平成28年6月よりし尿処理が広域化されたことに伴い、し尿前処理、し尿脱水ケーキが搬入されないこととなりましたこと、また、その他プラについては、これまでの過去2カ年の実績をもとに年間排出量が明確になったことから、これを期に平成28年度の総括をするに当たり、これら施策変更によって焼却しなくなったその他プラ、し尿前処理、し尿脱水ケーキの3品目について計画処理量から差し引くことが相当であると判断し、平成28年度から30年度までの要求水準書に掲げます計画焼却処理量の変更を行ったものでございます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

これまで私たちが忠岡町議会で何度も取り上げて、何度もお答えをいただいております。どんなお答えか、ご存じだと思うんです。これ27年の6月議会、「20年の締結した契約が生きているという現状を踏まえ、今後またJVと協議を重ねるとしか今のところ。契約変更まで行けるかどうかはわかりませんが、担当課としては努力します」、これは前任の部長さんです。27年の12月、「今年度につきましては進展がなかった。精算の対象から外し、従来どおりの決算となっております。引き続き相手方と次年度においても協議を重ねてまいります」、これも前任の部長さんです。28年の6月議会、「つきましては、昨年度の精算協議時の委託者との交渉において、当初の契約に縛られる部分もございしますが、粘り強く交渉を重ねてまいりたいと考えてございます」、住民部長軒野さん、軒野さん、あなた自身が答えたんですよ。粘り強く交渉を重ねてまいりたい。重ねてまいりたい人が、なぜ全く違うやり方で結論をお出しになったのか。議会で我々は質問させていただいて、その答弁をいただく。その実行を見届けていくというのが我々の仕事です。議会で答えられたことと全く違うことをやられて、「はい、そうですか」と言えるはずがないですね。

つまり、私は軒野部長さん、立派な人だということで長年信頼してきました。答えていただいたことには責任持ってやっていただける、そのように思っております。現に、こう答えていただいているわけですから。ところが、今度は全く違うやり方で、分子、分母から抜いたという表現をされましたが、これは忠岡町の利益になるのかならないのか。もしならないものだとしたら、何で忠岡町からわざわざ業者にこんな締結を頼みに行ったのか、私が聞いているのはそこなんです。なぜ心変わりをされたのか、そのことをお答えいただきたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

心変わりというご発言をいただいておりますが、何も心変わりというような形は思っておりません。その他プラスチックを一般家庭ごみから外させていただいたという施策を打ちましたのも忠岡町でございますし、今回、し尿の広域化に伴いまして、前処理のし渣、並びに脱水ケーキの部分についても、自前のクリーンセンターで燃やさなくなったというのも忠岡町の施策でございます。その中で、当初の契約締結に当たって、交渉する部



分、6月以降に交渉するという部分がございまして、交渉は常にやっている部分でございまして。

ただ、今回の部分については、再三、その燃やしてないものを燃やしたという形で乗せるのはおかしいのではないかというご指摘等もございましたので、分子、分母からその部分を抜かさせていただいたということで、何ら変わりはないというような形で我々は考えてございまして、よろしくお願いたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

詭弁もええかげんにしてほしいんですね。今まで私たちが求めていたのはね、矛盾するさかいに、それを取り除いてくれなんてなことは一言も言うたことはありません。そうでしょう。覚えておられると思うんです。私たちが言っているのは、この住民の努力が、ユーティリティーでゴミが減れば忠岡町にお金が返ってくる、無駄なお金を使わなくて済む、そうしたことができるように改善してくださいというお願いをしてきました。そのことに対して、あなたは粘り強く交渉を重ねてまいりますと答えているんですよ。

つまり、今言った回答は全くの詭弁で、これまでの議会の答弁と全く違う回答をされた。その回答は、忠岡町のためになるのか。なってませんよ。これはあなた方の出してくれた資料、モニタリング委員会の資料ですね。これは、これまではゴミの目標量に対して92%、93%、92%、こういうようにずっと推移してきたんです。だから、あと二、三%ゴミを減らしたら10%以上減って、忠岡町に400万以上のお金が返ってくる。無駄なお金を使わなくても済む。そうになっていたものを、軒野部長がやってくれたおかげでどうなったかというたら、28年度、96%になってるんですよ、この数字が。ということは、あと6%以上ゴミを減らさなければ10%減ることにはならない、こういう結果を生み出した、これが今度の協定の改定の正体ですよ。

ということは、忠岡町や住民の方がゴミの減量で努力しようとしても、その努力に水をかけるようなことをやった。忠岡町のためにならない。誰のためになるのか。管理運営の2つの業者のためになるというのが、結果ではっきり出てるやないですか。なぜそんなものをわざわざ忠岡町から頼むのか。全く頼む必要のないもんですよ。業者が頼みに来てもおかしくないようなものです、これ。

だから、私はこのアイデアは、どこから出たのかなと常々考えています。忠岡町が損することを軒野部長さんや奥村課長さんが考えたというふうに私は思ってませんよ。得する人が考えたやり方ではないんですか。こんなことは認められませんからね、最低限もとに戻す。その上で、これまで議会で答弁してきたように、業者の方と粘り強く交渉して、ち

ゃんとごみが10%減量されて、忠岡町にお金が返ってくる、そういう数字に戻してくださいよ。それが忠岡町の職員、部長さんとしての軒野さんのお仕事だと。忠岡町の利益のために働いていただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

今ご指摘されている部分については、ごみの排出量が10%上下いたしますとお金が返ってくるというような形の部分は、20年に契約締結した部分から変わってございません。で、我々は住民の皆様に対して、その10%を減らす努力を今まで、これからも努めてまいっているところでございます。

また、今出ております要求水準書に示した焼却処理量に対し、これまで92%から93%で推移しておりましたが、今般、平成28年度は96%という結果ですが、これはあくまで要求水準書に示す計画処理量、年間5,503トンから施策変更によって焼却しなくなったその他プラ、し尿前処理、し尿脱水ケーキの3品目を、計画総量を差し引きして変更後の年間5,222トンに対する比率として96%という結果であります。（高迫議員「議長、よろしいか。」と呼ぶ）

議長（和田 善臣議員）

ちょっと待ってください。

11番（高迫千代司議員）

あまり長く答えてもろたら、私、質問の時間なくなるんですよ。おっしゃってること、わかりましたから。

だから、この96%になったという現実をしっかりと踏まえてもろて、何で96%になったかというたら、その他プラとし渣とを全部抜いたからです。つまり、今度の協定ができたからこんなことになった。だから、これは忠岡町のためになりませんから、必ずもとに戻してください。これは今までの議会の答弁からしても、軒野部長の回答からしても、ちゃんと果たしていただく責務だと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（和田 善臣議員）

担当部長。

11番（高迫千代司議員）

ちょっと待って、議長。そんな同じ回答をもろたってしょうがないんやからね、こんな不当なことは我々認められんから、次の質問に移ります。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長、簡単にできますか。

11番（高迫千代司議員）

いや、議長、その分また時間をくれるんやったら、やってもろてください。長い答弁で質問時間をつぶされるということが最大の私にとっての不幸です。だから、次へ行きます。

次に、水道事業の広域化についてお聞きをいたします。本町も水道事業を31年度から水道企業団との統合を計画しています。さきの議会でもお聞きしましたが、統合すると町内の水道料金の設定や工事計画など住民の暮らしにかかわる大事な事項が、忠岡町や町議会の手を離れて、企業団や企業団議会の決定することになってしまいます。これまで統合の説明では、さきの四條畷市、太子町、千早赤阪村が企業団議会に1人ずつ参加して、住民の声を上げる場が設けられていました。

しかし、今、現行の議員定数33をもとの30に戻そうという動きがあります。これでは住民の声ますます届けられなくなってしまいます。許せない改悪だと思いますが、統合を目指す忠岡町としてはいかがお考えでしょうか、担当部長さんよりお聞きをいたします。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の企業団議員の選出についてでございますが、平成29年4月から四條畷市、太子町、千早赤阪村の水道事業が、大阪広域水道企業団に統合されました。この3団体の統合の際には、企業団におきまして議員定数の検討が行われ、現在、議員定数が30名から33名となり、議員仰せのとおり、統合した3団体に議席が配分されております。

能勢町、豊能町、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、および本町の7団体につきましては、現在、統合に向けた検討協議を行っているところでございますが、本町を含む7団体が統合する平成31年4月以降の議員定数につきましては、現在、企業団におきまして検討中であるということをお聞きしております。

そのため、ご質問の忠岡町も議席が統合後、確保されるのかにつきましては、現時点では企業団のほうから未定であると聞いておきまして、この場ではお答えすることはできませんが、今後検討が進み、報告ができるようになりましたら、改めまして議会のほうに報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお聞きいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

20日の忠岡町の全員協議会の最後に、和田議長さんから提案がありまして、企業団長より企業団議員の議員定数を30にするという提案がアンケートとして来ている。このことで論議をいたしました。結論としては、1市町村から1議員が基本だということで、企

業団長提案の30人に反対する、このことを全会一致で決めております。

企業団を統合しても、そこに本町の住民の声を届ける議員がいないということになったら、一体何のための統合でしょうか。統合してからも必要な事項は自治体と協議するということが言われていますけれど、議員定数の削減に見られるように、本当に協議をする気があるのか、地域の声を聞く、そういう度量があるのか、ここには大いに疑問符を持って、この問題を眺めています。つまり、信頼関係が問われている問題だというふうに思っています。

町長さんにお聞きしたいんですが、百歩譲って、せめて企業統合する議会からは、住民の声を代表する議員を、議員団議員として議会に選出をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

私は、このたびの広域事業化の統一については、いい案だと思っております。したがって、しっかりと私は忠岡町のリーダーとして首長会議に臨んでいきたいと。企業団の経営が悪くなるような、そういった企業団には入っていくつもりはありません。いい企業団をつくってもらうための意見を出していきたい。

議員定数で私たちに割り振りがなかっても、首長としてのブレーキをしっかりとかけられないかと、こういうように思っております。たくさんたくさんの議員が要求されてくると、この企業団はつぶれてしまうと、こういうように思っておりますので、できるだけ財政がうまくいくような水道企業団になってほしいという気持ちでおりますので。30人がええのか、33人がええのか、50人がええのか、ちょっと今のところ答えはよう出しません。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

よくわかりました。私たちは、和田町長さんを信頼しています。しかし、首長と議会の議員の役割は違います。住民の声をしっかり届けて、そこで論議をするというのが議会議員の役割ですから、そこに統合した市町村の議員もいないということについては、大変問題だというふうに思っております。

そこで、最後に企業団の統合した場合のシミュレーション、この間やっと思っただ

きましたが、そこには料金引き下げの予測はありませんでした。企業団の財政収入は31年度に累積欠損金が解消されます。そうしますと、これまで過大な水資源開発のツケで、自治体また住民は高い水道料金を払わされていたわけですから、水道料金の引き下げというのは当然のことではありませんか。企業団に強く求められるべきだと思います。

ここで部長さんにお答えをいただきたいと思ったんですが、先ほどのことで時間がなくなりましたので、まとめて聞かせていただきます。

企業団は40年後の計画も推計できる力をお持ちです。31年には累積欠損金が解消され、そのわずか1年半の予測が立てられないはずがありません。要は、誠意ある対応をしようとしているかどうかの問題です。お示しいただいたシミュレーションにも、水道料金の値上げは一切加味されていません。そんな中で、統合すれば40年間で14億円も水道料金が安くなりますよ、こういうグラフが強調されています。説明もされました。しかし、これは40で割りますと1年間3,500万円。忠岡町の給水戸数は7,638戸ありますから、1戸当たりになると4,582円。1カ月の料金なら381円です。この値段で我々は水道料金を決定する自己決定権を失う、こんなことを住民が望んでいるのでしょうか。

その一方で、水道料金が10円安くなって、忠岡町は年間2,000万円の余裕が出てきました。累積欠損金の解消で、15円水道料金を引き下げたら、結果的には似たようなところに出てくるのではありませんか。また、忠岡町の水道料金値上げというこのグラフが出ていますが、このグラフはどなたがどこでお決めになった数字なのでしょうか。

私たちは、顔の見えるこの忠岡の小さい町、ここでは住民が困っていたら料金の値上げは少し先送りしましょうかということで、忠岡町や忠岡町議会の意思で決めるということができます。現に和田町長さんは、高い国民健康保険を何とかせい、住民からも議会からも言われて、赤字を出しながらでも、基本的には料率を抑えてやっているから、府下トップであった国保の料金が今、14番目ですかね。やっぱり政治的配慮というのがなされるのが身近な町の仕事ですよ。それがこの企業団になると、比較的どこかのシミュレーションに当てはめてポンポンポンと値上げしていきますから、そういうふうなやり方がいいのかどうかというふうな問題だと思うんです。

ですから、40年で14億円の効果というのは、企業団の予測にすぎません。もしそこに書かれているような、こんなすばらしいメリットがありますよということであれば、府下の市町村はこぞって統合に参加を申し込んでいるのではありませんか。今、現実に参加を申し込んでいるというのは、小さな自治体、財政力の弱い自治体、ここが中心です。恐らく多くの自治体は、シミュレーションを額面どおりに受け取っていないのではないのでしょうか。たくさん自治体が統合すればするほどメリットは大きくなると言われましたけれど、メリットは大きくなるのに、いつ統合できるんだと聞いたら、20年たってもできるかどうかわかりませんというご説明がありました。そのご説明の中にあるように、本当

にこの統合を府下の市町村は、ここの資料に示されたようなメリットばかりのシミュレーションを頭から信じているのではないなということがよくわかりました。

したがって、本町も眉につばをつけて、しっかりと慎重な対応、これが必要だというふうに思われますが、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の統合についてでございますが、本町につきましては、水道料金の引き下げ等につきましては、将来の水需要予測は減少傾向にもありまして、料金収入は将来にわたって減少傾向に陥ります。あわせて、今後30年以内に発生すると予測されております南海トラフ大地震などの大規模災害に備えるためにも、老朽管の更新や施設の設備の修繕、また耐震化などを今以上に強化していく必要があると考えておりまして、そのための費用が増大していくことが見込まれております。

その中で、単独経営を続けますと、やはり規模の小さい財政状況の忠岡町でございますので苦しくなり、値上げをしなければならぬ状況になることも考えられます。そういう意味もありまして、先日、シミュレーションでも説明させていただきましたように、40年間で住民負担の軽減が約14億円軽減されるという結果も出ておりますので、やはりこのタイミングで統合に向けて協議をして、統合していくことが忠岡町にとっての一番よい方策だというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

はい。高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

だから、そんなにいいものであれば、もっとほかの自治体が参加してますよ。参加していない現実を見て、もってよく考えてほしいと言ってるんです。14億円のことについては、私、先ほど申し上げました。381円のために忠岡町の自己決定権を売るのか、こんなことがないように慎重に考えていただきたいというように思います。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

以上をもって、高迫議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

議事の都合により暫時休憩いたします。1時より再開いたします。

(「午後0時10分」休憩)

議長 (和田 善臣議員)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後1時00分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長 (和田 善臣議員)

日程第5 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

報告第2号、繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、平成28年度一般会計予算において計上いたしました個人番号カード交付事業、町立小学校屋内運動場非構造部材耐震事業、東忠岡小学校空調等整備事業、及びスポーツセンター民間資金等活用事業導入可能性調査業務委託料については、平成28年度内に事業が完了しなかったため、今般、繰越明許の確定により繰越明許費繰越計算書を報告する次第でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、報告第2号を終わります。

議長 (和田 善臣議員)

次に、日程第6 議案第23号 請負契約締結について(東忠岡小学校空調等整備工

事)を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第23号 請負契約締結について、ご説明申し上げます。

本件は、東忠岡小学校において空調等整備工事を行うため、入札に付した結果、三進金属工業株式会社と契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)



これより、議案第23号 請負契約締結について（東忠岡小学校空調等整備工事）を採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第7 議案第24号 物品購入契約締結について（高規格救急自動車整備事業）を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第24号 物品購入契約締結について、ご説明申し上げます。

本件は、高規格救急自動車を購入するため、入札に付した結果、大阪トヨペット株式会社と契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第24号 物品購入契約締結について（高規格救急自動車整備事業）を採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第8 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正）を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、町税条例の一部改正で、平成29年3月31日付をもって処分した次第でございます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴い、町民税において上場株式等の配当所得等における課税方式の見直し、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得における課税軽減措置の延長、固定資産税において地域決定型地方税制特例措置による企業主導型保育事業等に係る軽減措置の新設、及び所要の規定の整備を行うため、本条例を

改正するものでございます。

どうぞよろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正）を採決いたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第9 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、平成29年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）でありまして、5月31日付をもって専決処分した次第であります。今回の補正予算額は8,838万5,000円で、これを補正することにより、予算総額は24億1,307万4,000円となります。

歳入につきましては、第1款 国民健康保険料で、一般被保険者国民健康保険料医療給付費分現年分8,838万6,000円を計上、第9款 繰越金で、前年度繰越金1,000円を減額。歳出につきましては、第12款 繰上充用金で、平成28年度歳入歳出差し引き不足額を補填するため、8,838万5,000円を計上するものであります。

どうぞよろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

28年度の国保の決算が確定されて、累積赤字が8,838万5,000円ということで、29年度から繰上充用されているということでもあります。で、その財源として、国民健康保険料ということで計上されておりますので、そのことで関連してご質問いたします。

29年度の国民健康保険の本算定が7月に行われますが、今回の本算定で忠岡町の国民健康保険料は、料率、均等割、平等割も含めてどのようになる予定でありましょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきまして、お答えさせていただきます。

平成29年度の国民健康保険の保険料でございますが、今回提案させていただきましたように、28年度は単年度黒字になり、累積赤字のほうが増加いたしました。8,800万円の赤字でございます。ですので、保険料自体は下げることはできません。本町は、住民の方にご負担していただくということも、上げるということで住民のご負担につながるということもございますので、国民健康保険料につきましては据え置きとしたいという方向で考えております。

以上でございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

29年度の国民健康保険料では、賦課限度額の引き上げが国基準並みに引き上げられまして、83万円という限度額が6万円引き上がって合計89万円まで上げられたと。これは来年度からの国保の大阪府へ都道府県化されると、広域化されるということで、それに合わせるということで、1年前倒しでこれがされたということです。これが56世帯で300万円という、28年度ベースでしたらそういう計算になるということでもあります。保険料の値上げに、この方々にとってはなっているということでもあります。

忠岡町の保険料のモデル世帯での大阪府下での比較というところで、28年度は4人家族で所得が200万円の、40歳代夫婦2人と子ども2人という4人家族でありましたら、府下19位というところでありまして、決して安いというものではありません。国民健康保険料は大変高いということで、負担に耐えがたいというお声もある中、国保料はやはり引き下げて、払える保険料に引き下げていただきたいということでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

先ほどもお答えさせていただいたんですけれども、本町は何分赤字団体でございます。限度額を6万円上げることによりまして、約56世帯につきましてはもちろん保険料は上がるということにはなるんでございますけれども、そのかわりに中間所得層の世帯でございます28年度ベースで約130世帯の方たちの世帯の保険料が少し軽減されるということでございます。29年度の保険料につきましては、上げることも下げることもできな

いという状況でございますので、据え置きということでもよろしくご理解のほうお願いいたしたいと思います。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

国からそういう負担軽減の財政措置が今年度も入ってきていると思います。これはもうここ数年、3年連続でしょうか、入ってきているはずでありますので、それも活用すればもう少し軽減ができるのではないかとということで、その引き上げではなく、やはり130世帯の方は軽減になるとはいえ、やはり賦課限度額の方は引き上げになっております。全体としては、やはり引き下げていくという方向で、全ての世帯の方が本当に払える保険料にということで引き下げを望んでおられますので、ぜひ努力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号））を採決いたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第10 議案第27号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第27号、忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本町固定資産評価審査委員会委員、藤野進氏は、平成29年7月31日をもって任期満了となりますので、後任として田中章氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともにすぐれ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第27号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第11 議案第28号 忠岡町農業委員会委員の任命についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第28号 忠岡町農業委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本件は、農業委員会等に関する法律第9条の規定により、農業委員候補者の推薦及び農業委員になろうとする者を募集し、農業委員会委員候補者評価委員会において評価が行われたので、その結果を尊重し、泉元允信氏ほか9人を本町農業委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）



提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(な し)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、議案第28号 忠岡町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。  
原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

次に、日程第12 議案第29号 忠岡町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定委員会設置条例の制定についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第29号 忠岡町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定委員会設置条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、公私連携幼保連携型認定こども園を創設するにあたり、運営する事業者を選定する「忠岡町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定委員会」の設置、及び必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

本条例案について質問させていただきます。

忠岡町は、町立忠岡保育所と忠岡幼稚園を民営化し、公私連携型の認定こども園にしたいというご説明はこれまでございました。しかし、議会の中で民間の認定こども園が決まったということは全くありません。おとついの全員協議会の中でも町長は「決まっていない」と、そのようにおっしゃっておりました。

しかし、公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定委員会設置条例、つまりこの条例案は民営化に進むお墨つきを与えるような、そのような条例案だというふうに思います。

委員は、学識経験者、そして子どもの保護者、忠岡町子ども・子育て会議の代表、児童の健全育成を目的とする団体の代表、その他町長が必要と認める者として8名以内で組織するとされています。選定委員会が設置されれば選定委員の方は、公募してきた事業者については審議をするということでしたが、この事業者についての最終の決定権、これはこの選定委員会にあるのでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

最終の事業者の決定につきましては、もちろん委員会のほうで事業者を一定選定します

けれども、それについて町長のほうに答申させていただいて、最終的には町長のほうで決定するということでございます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

選定委員会の中でいろいろと審議し答申を出すと、それを受けて町長が決定するということでございます。非常に大変な委員会ではございますが、この中で所掌事務というのがございますが、「第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する」と書かれております。

まず、1ですが、設置運営事業者の募集条件に関することというふうにされておりますが、案でございますが、資料でも私たちいただいております。いろんな諸条件がこの中に記されているわけなんですけれども、子どもの利用定員であったり、それから保育士さんの配置、資格、それと費用負担、また大事な三者協議会の設置とか、そういったあらゆるものがこの中に書かれています。

そこで、この選定委員さんは、この諸条件ですね、この諸条件を見て事業所が手を挙げて募集してくるわけなんですけれども、この中身もその選定する委員さんが決めるというのは大変おかしいのではないかというふうに思います。他市の例を見ますと、同じような事業者選考委員会条例というのがあるんですが、所掌事務の中でこのように設置運営事業者の募集条件に関することというのは載っておりません。これを載せるということは大変矛盾しているというふうに思うわけなんですけれども、それについてはどうしてこれを入れられたのでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

今、議員おっしゃってはる部分ですけれども、それはよく読んでいただいたら、表現が違いますけれども、私どもが挙げている部分と同じやと思います。表現が違うだけで同じように、募集条件等について審議するような形になっているかと思います。ちょっと表現が違いますので。

基本的には選定に当たりまして、より公平性、中立性また客観性を確保するため、選定委員会でもご審議をいただくというものでございます。基本的には事務局案というような形でお示ししますので、一定、議会でもご意見をいただいて、現在教育委員会のほうで最

終案を取りまとめておりますので、その内容について下回るようなことがないように、もちろん委員会の中でも調整を図ってまいりたいというふうに思っております。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

今のご説明で、同じような意味であるというふうに認識されておられるようではけれども、募集条件で応募してくる事業者のことを最終的に選定委員さんが点数をつけていくと、そういった流れだと思えるわけですが、そういった委員さんが募集条件にかかわること自体が大変おかしいというふうなことは指摘させていただきたいと思います。

そこで、今、公平・公正、中立性ということを教育部長さんおっしゃっていただいたんですが、この中で選定基準というものが設けられているわけなんですけど、配点は150点というふうにございます。優秀が10点、優良が7点から9点、普通が6点、やや劣るが3点から5点、劣るが1点から2点というふうに書かれています。これは全員協議会の中でもお聞きしましたが、点数がかなり低いと、そういったところしか来なかったということがあったとすれば、もうどこもないので、点数は低いけども選ぶと、そういったことがないのかが1つと。

それから、全協で質問させていただいたときに、大体そういった低い基準を選ばないというふうにはおっしゃってございましたけれども、最低基準で大体6割ぐらいか7割ぐらいという答弁を聞いております。で、6割から7割というのは非常に普通のところですから、ちょっと低い基準であるというふうに私は感じておりますので、この基準ももうちょっと引き上げるということを検討していただきたい。そういうことも答弁をお願いしたい。

それから、それと、この選定基準なんですけれども、算数とかそういった点をつけるものでなくて、やっぱり選定委員さんの感情と申しますか、感じ方といいますか考え方、そういったのもこの中に反映されてくると思うんですね。点数が。ですので、これが公平・公正、中立性が本当に守られるのか、そういったところも心配しているわけなんです。そういった点について、あわせてご答弁お願いしたいと思います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

まず、応募法人が仮に1社だったり2社だったり、そういった中で選定した場合に、

もし点数が非常に低いというような場合でも業者を選定していくのかということですが、もちろん、基本的には一定の到達点というものを決める予定にしておりますので、それに達しない場合はもちろん選定法人がなしというような形になる場合もございます。

また、6割から7割、それが低いか高いかということですが、そのあたりにつきましても、選定委員さんの中には大学の先生等、専門家の方、またそれ以外の方もおられますので、その委員さんのご意見を聞いて最終的には設定してまいりたいというふうに考えております。

それから、もちろん人間が選定しますので、それはもちろん感情的な部分もあるかも知れませんが、基本的にはお1人で選ぶわけでもございませんので、8人の選定委員が入っていきまして、もちろんその中には学識経験者の方も、例えば就学前の学識の方、あるいは一級建築士の方、いろんな方々が入っておりますので、1人の方が個人的な考えで点数を仮に入れたとしても、その結果によって選定の結果が大きく左右するということはないというふうに我々は考えております。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

本件に関しましては、民営化の話が惹起してきたことによって、本町が最近では始めて以来、4月の当初から待機児が発生すると、こうした問題が起こってきました。で、待機児対策のためにこの施設を考えながら、そのことが具体的には今年度、来年度を含めて待機児が起こっているし、来年度もひょっとしたら出るかもしれない、こういう状況にあります。やっぱり行政の責任としてちゃんと取り組んでいただく必要がある。努力についてはさまざましておられるということはお聞きもさせていただいております。しかしながら、非正規の保育士さんを確保するという点では非常に限界があって、大変な努力をしながらも現実には解決していないという問題があります。この問題を今年度、来年度に向けてちゃんと解決していただく、正職員採用も含めて具体的な手だてを打っていただく必要があろうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。そういうのが1点です。

もう一つは、この新しく計画されている、この募集要項の中に載っているこども園の規模ですね。これが今の忠岡町にとってふさわしい規模であるのかどうか、その点についても伺いをしたいと思います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

まず、待機児童等の問題でございますが、今回の幼保一体化、いわゆる認定こども園の整備につきましては、もちろんこれまでも答弁させていただいておりますとおりでございますが、もちろん待機児童の解消ということについてはまず1点でございますけれども、それ以外にも就学前の児童数の減少や、幼稚園・保育所の施設の老朽化問題、また職員体制の課題でありますとか、それ以外にも本当に多様化する保育ニーズにできるだけ早く対応しまして、質の高い教育・保育を進めていきたいというようなところがもとになりまして、現在進めているところでございます。

今現在、待機児童、この4月に出たところでございますけれども、これにつきましてはできるだけ職員を確保できるように、これまでも臨時保育士の賃金の単価を引き上げるなど、また職員みずから求人へのポスティングをするなど、その確保に取り組んでいるところでございます。正規職員のもちろん採用については、引き続き人事担当課とも協議してまいることでございますけれども、ご承知のとおりとは思いますが、平成22年以来の給与カットを急遽実施するなど、当初の予想を上回る非常に厳しい財政状況でございますので、もちろん職員確保には努めさせていただきませんが、我々職員も全力で一丸となって取り組んでまいりたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2点目にご質問いただいた今回計画しております忠岡地区のこども園の定員の考え方でございますが、基本的には我々、質の高いといいますか、集団教育というようなところにも主眼を置いておりますので、基本的には全学年複数のクラスを設定したいというふうに考えております。それからもちろん人口減少というのもございますけれども、現在の子どもさんが入所できるということがまず前提になってくるかと思ひます。それから、現在の子どもさんが入所すれば基本的には持ち上がりますので、持ち上がるということが必ず可能であるというふうな設定を考えております。

例えば年齢ごとに分けて申しますと、例えば0歳児でございます。0歳児につきましては1対3というふうなことにはなっております。我々、町立では去年まで9名、0歳児を入れていましたけれども、やはり現場といろいろ調整させていただくと、9名見るというのは非常に厳しいということで、今現在6名というふうに見ております。6名のクラス設定ということに今現在させていただいております。もちろん新しいこども園についてもそれを引き継ぐというところでございます。

ただ、6名ということになりますと、今回の待機児童を考えますと、実際に4月現在でいけば9名の入所可能な施設にしなければならないというところでございます。そうなりますと、6名のクラスと3名のクラスをつくれればいいのかということになりますけれども

も、そうなりますと現在の東忠岡の保育所と同じようなことなんですけれども、非常に使い勝手の悪い施設になります。そういったことから、定員上は6名、6名の2クラスということになります。そういうこととなりますと定員は12名となります。そういったことから定員については実際の人数と若干膨らむというふうなことになっておりますので、よろしくご理解のほどお願いします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

努力をされているということについては、2日前の全員協議会でもお聞かせをいただきました。職員さんみずからポストインされて、保育士さんはいませんかということで訴えられている。ここまでやっていただいているということはわかりますよ。ただ、結果の点で言えばやっぱり見るべき結果が出ていない。やっぱり非常勤の保育士さんの募集で何とかカバーしていこうというところはもう限界に来ているのではないかなというふうに私たちは思っているし、ひょっとしたら部長さんも、これだけではなかなかしんどいなと思っではるかもしれないと思っではるんですよ。

そしたら、是枝議員も聞いていました。役場の正職員さんは採用されたんでしょうと。なぜかといったら、業務サービスが停滞しないために、これはわかります。保育士は業務サービスではないのか。現に定員が足りなくて停滞しているわけですからね。ここでちゃんと採用してもらおうというのは当然のことやと。やっぱり業務サービス、特に子どもに関することですから、マンパワーで大事な人材がない。そのために待機児童が出て、子どもは保育所に行けない。その保護者の方は仕事にも行けない。こういう現実が起こっているわけですからね。

忠岡町に対するパブリックコメントでも、「私の子どもは落ちたんや」言うて、「どないしてくれるんや」と、こういうふうな、やっぱり率直な意見があったと思うんです。その方は「何でもええさかい、こども園でも何でもええから早うつくってくれ」と、やけくそな話をしていましたが、仮にそれができたとしても2年先の話やから、自分の子どもが0歳、1歳のときには役には立たんということになるわけですから、実際に役に立つサービスをきっちり保障してもらおうということはやっぱり教育委員会の責任であろうと思うんです。そういう点では確実にできる手段を講じてもらわなあかんと思っではるんです。そうでなければなかなかこの問題、解決しませんし、ひょっとしたら来年も同じ問題が起こるかもしれません。そしたら来年も同じような形でほったらかしにされたら、2年続けて忠岡の保育行政というのは住民に大きな迷惑をかけるということになるわけですから、そうしたことが絶対ないようにしていただきたい。これはもう切に願っています。

だから、今おっしゃっていただいたような努力はわかるんですが、それをさらに踏み越えた努力が求められているというふうにお考えいただいて、私たちは具体的には正職員で対応するしかないだろうというふうに思っています。そうした解決に踏み出していただけるのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

もう1点の規模の点ね、これをお聞きしました。この計画書によると176人以上。176人じゃないんですね。176人以上の規模のものをつくりましょうというのがこの1番の条件に出ています。そして、今の子どもは何人おるのかといえば、幼稚園で40人、保育所で97人、合計137人ですから、176人以上となっていますけどね、176人の規模の施設をつくったとしても39人多い。その39人多い中で待機児が3人おるとか他の交流の人たちの定員が要るとかいうことはお聞きしました。お聞きして、そういう方々を入れたとしてもなおかつ30人近くの人たちが今の子どもよりも多い、こういう施設になってしまうということですね。

これが、もっとリアルな現実を言えば、まだこれ以上に出るんやないかと思っているんです。それは忠岡町の人口推計ですね。これをお持ちだと思うんですが、平成でいうとなんですが、27年には2,623人いる年少人口が、32年には2,407人、216人減りますよ。つまり9%減ります。ほぼ1割減るというんですね。これは年少ですから15歳までですけど、それを保育所の人数に当てはめてもやっぱり1割ぐらい減るというんです。

特に、これは忠岡町全体ですからなんですが、残念ながら今こども園を計画されている忠岡校区、ここは東忠岡校区に比べても減りが大きいということをご認識いただいていると思うんです。そうですね。そうなりますと、今176人の規模のものをつくってしまえば、この31年に出ているような1割以上子どもが減ってきて、もっと忠岡の子どもが入ってもなおかつたくさん空きができる、こういう規模になってくる可能性があるというふうに思っているんです。それ以外のところから忠岡保育所と忠岡幼稚園以外の、例えばよその私学に行っている子どもたちがわあっと押しかけるなんてなことは今のところ想定できませんから、この点については規模の点で見直す必要があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

1点目の、今現在の待機児童解消に伴う職員の採用等の件でございますけれども、保育士につきましても、たまたまこの4月1日は正職の採用はございませんでしたが、28年4月並びに昨年は年度の10月に正職1名採用したところでございます。引き続き、非正



規の採用とあわせて、正職の採用につきましてももちろん人事の担当課と協議を続けてまいりたいというふうに思いますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

1 1 番（高迫千代司議員）

部長、今、非正規の対応とあわせて、何と言いました。

教育部（柏原 憲一部長）

正規職員の確保についても。

1 1 番（高迫千代司議員）

正職員の確保についても。

教育部（柏原 憲一部長）

もちろん人事のほうと協議していきますということでご理解いただきたい。

それから、2点目の定員の設定でございますけれども、先ほど言いましたとおり我々、基本的にはクラスがえができるように複数のクラスを各年度設定するようにまず考えております。

先ほど言いましたとおり忠岡保育所でことし9名の0歳児が入りました。実際は3名待機になっているんですね。先ほど言いましたとおり、だからクラス定員をつくるときに6名と3名の定員というようにしてしまうと、年度途中にももちろん入ることもできませんし、そんな小さな部屋をつくるわけにはいきませんので、実際ことしの人数だけで言えば9名なんですけれども、定員上は6名のクラスをつくりますので、6と6と12というふうになります。その12の定員を1歳児に持ち上げようとしたら、もちろん1歳児からも来られる方がおられますので、例えば3名来られたとして15名というふうになります。我々、1歳児は10名ぐらいが非常にいい規模というふうに考えておりますので、15名を採ろうと思ったら、それも同じように5名の部屋をつくるわけではありませぬので、10名の部屋をつくります。合わせれば定員上は20名になります。そういった形で定員と実際の人数の分け方が違うというところでございます。

それから、もちろん定員と若干違うところもございませぬが、その分については忠岡町内にも希望があれば広く受け入れるということも可能かというふうに思いますので、あわせてご理解のほどお願いしたいと思います。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

今、やっと正職員に触れてくれましたんで、ぜひ正職員の採用も含めてこの開設はきちりしていただきたい。忠岡の子どもやお母さんを泣かせるようなことがないように責任を持ってしていただきたいと思います。これは強くお願いしておきます。

もう1点の規模の問題ですけどね、複数学級をつくりたいという希望はわかります。そこで別に我々、反対するわけはありませんから、そこで入れてもらったらいいんですけれど、それは全て忠岡町の子どもさんなのではないかというのが1点です。

もう一つは、3歳、4歳、5歳のあたりの定員も含めて、これは全て忠岡町の子どもさんが入られるのか。さっきから人口推計とか現実の入っている子どもの数をお話しさせてもろてます。今でも子どもはこの176やったら規模が大き過ぎると思ってるのに、この将来の、将来どころかあと3年先の人口推計ですね。3年先に忠岡町が推計された人口推計がもっと減ると言うてるのに、何でそれより規模の大きいものをつくられるのかというところが、私は大いに疑問なんです。

疑問なのはなぜかといえば、大きいものをつくれれば事業費が高くなります。事業費が高くつければ忠岡町の負担金、補助金の金額がふえます。やっぱり忠岡町の子どもを見るのに適切な規模の施設にするべき必要があるのではないか、このように思っているんです。忠岡町の公私連携で900坪を超えるあの土地、ただで貸したるんでしょう。それは忠岡の子どものために貸すんですよ。忠岡以外のところから来る子どものためにそんな気前よく忠岡の財産を貸すというほど、忠岡は余裕があるというふうに私は思えません。ですから規模はちゃんと見ていただきたい。

今の人数でも多い施設をつくってね、あと人口推計を見て、ふえていくんやったらわかりますよ。減っていくわけですから、減っていく人口推計を見たらこれは本当に忠岡の子どもに必要な規模なのだろうかという疑問を持っています。ですから、忠岡以外の子どもが入るような大きな施設をつくる必要はないと思っているんです。大きな施設をつくれればお金もかかりますし忠岡町の負担もふえます。だから忠岡町にふさわしい規模のものをお考えをいただきたい。その点でこの定員の問題、規模の問題を申し上げております。ちゃんと人口推計を忠岡町自身が出しておられるんやから、それを見てきっちり適正な規模のものをお考えいただけると思いますが、いかがでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

先ほど来答弁させていただいていますけれども、実際の定員と人数というのは若干違うところがございます。それと、もちろん忠岡町の施設に他市町村の方が入らないかといったら、そういうこともございません。それは広域入所ということになっていますので、こちらのほうで協議して、こちらのほうで了解した分については入っていただきます。もちろんこれは逆もそうです。忠岡町の方がいろんな条件によって、他市の保育所に入っています。もちろんこれからも、こども園になってもそういうことは起こります。

それから、クラスなんですけれども、先ほども言いましたとおり、例えば我々がクラス設定で、1対20の中で20人を考えているときに、例えば30となったときに、そしたら片一方は10人ですね。10人のクラスをつくって、教室の規模をつくって10人という設定しませんよね。20人と20人になれば、ともに教室でいえば2クラス20をつくるから定員上40になりますよね。そういう部分がございますので、定員については実際よりも大きくなるというところがございます。

これは学校でもそうですよね。例えば40人学級で、例えば1名超えたときに、20と21名になりますよね。そしたらクラスがふえますよね。教室が。その分までを40と定員をみなしたら80になりますよね。そういった部分の考え方に立っているというところがございます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

3回目やから質問ではありません。私は何でこれを言うてるかというのはね、クラス定員の問題を今部長さんお考えなんですけどね、そういう観点で申し上げているわけではありません。忠岡の子どもに必要な施設をつくってほしいというふうに皆さんがおっしゃっているから、それなら忠岡の子どもにふさわしい施設をちゃんとつくっていただきたい。その規模も適正にしてもらえば、忠岡町は、規模が小さくなれば補助金が小さくなるわけですから、そういうふうにしていただきたい。ましてや、大きな規模のものをつくって、将来他市の子どもをたくさん受け入れるような施設にしてしまえば、何のために900坪を超える土地を忠岡町はただで貸すのか。その点もよくお考えいただいて、この規模の問題は厳正に見ていただきたいというふうに思っています。それは議長、私、質問ではありません。意見です。よろしくお願いします。

議長（和田 善臣議員）

そういう点でいいですか。柏原部長。

11番（高迫千代司議員）

答えてくれるんだったらもう一遍聞くで。

議長（和田 善臣議員）

もう考え方、変わりませんな。答弁は。

教育部（柏原 憲一部長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

それでは、他に、ご質疑ありませんか。

3番（北村 孝議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ただいま提案されています条例案につきまして、これが可決されればすぐ前へ進んでいくというところですが、私の中で一つの参考といいますか、判断としたいと思いますのでちょっとお尋ね、確認いたします。

今、保育所につきましては、公立2園、民間でチューリップさんが1園ございます。で、チューリップさんに保育をお願いされているご家庭から苦情等、そういったことがありますか。また、公立の場合はありませんけれども、チューリップさんはどうも問題等が役所のほうにあると、そういう。例えばこれは何を言わんとするか。民間と公立との、その辺の保育のあり方について大きな差があるとか、扱いが悪いとか、そういうところをお聞きしたいんですけど、この辺についてまず1つ。

当然、定員ございますよね。チューリップさん、開園されて何年になるんですか。もう相当な年数になってますよね。当初、岸和田市さんも忠岡、今もそうでしょうけど、お子さんを預かってますよね。当初に比べるとかなり忠岡町のお子さんを受け入れている人数が大きくふえていると思うんですよ。この辺はやはりお母さん、親御さんのニーズが高いというか。効率が悪いとかええとかじゃなしに、少しでもそういった高いところを望んではるのかなと。当然小さなオプション等もございます。この辺についての保護者の苦情、オプションがあるから私、もう来年からチューリップをやめて公立のほうに変えたいと、通わしたいというところの部分もあるのか。この辺ちょっと私、参考になるかどうかわかりませんが、民間がやっていらっしゃるところについて一つ私の中での判断としたいと思いますので、ご答弁のほうお願いいたします。

教育部（柏原 憲一部長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

民間だからということで特段大きな苦情があるわけでもなく、もちろん公立に比べて多いとか公立が少ないとか、そういった状況はありません。

3番（北村 孝議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ありがとうございます。もう一つ、その上で、保育士さんにつきましても公立等々、処遇の問題もあって、なかなか国のほうでも民間についてはかなり処遇も上げていらっしゃいますけれども、チューリップさんについてこの保育士さん自体に非常に困ってはるとかそういういわゆる情報の交換というのが当然あると思うんですけど、この辺についてもどうでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

チューリップさんも毎日のように町のほうに来られて、お互い情報交換させていただいています。もちろん昨今の保育士不足の状況でございますので、もちろん厳しい状況には変わりはないということで、もちろんそういう前提はございますけれども、今のところチューリップさんのほうで保育士が足らなくて非常に困っているというようなことはお聞きしておりません。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ありがとうございました。以上です。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

8番（藤田 茂議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田議員。

8番（藤田 茂議員）

ただいまの、さきの高迫議員の質問の継続にもなるんですけども、私、3月の町長の施政方針に関連いたしまして、土地の問題についてお聞きした、そのガイドラインというんですか参考書には、売買、廉価な賃貸、それと無償貸与、そういうことの3つになっておったんですけども、いつ、どこで、誰がこの無償貸与に決めたんですか。そのときは教育長がいい答弁していただいたんですけども、その後3月もたたんうちにこういうふうにくろっと変わってきてるので、それ、教育長、ちょっと答弁願えますか。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

富本教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

お答えいたします。

議員お尋ねの時点では、選択肢に3つの部分が組上っていたわけですが、我々それぞれ、今後の就学前教育のあり方、認定こども園のあり方を検討していく中で、私どもの案といたしまして無償の貸し付けというふうなところに考えが至りまして、それを今、皆様方にお諮りさせていただいているところでございます。

8番（藤田 茂議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田議員。

8番（藤田 茂議員）

諮っていただくのはありがたいんですけど、これ、協議はできないんですよ、今十分に。そしたらそこで、今回のその他資料で、選定基準の最後の項ですね。その他配慮する取り組みや提案として、園の運営者が提案する項目があるんです。お持ちですね。教育長。そこに移管に当たり配慮する取り組みや提案と、そういう項目の中でこれ、「土地、売ってくれませんか。土地、借りてでもしたいですよ」と言ったら、これは加点、要するにプラス点になっていくのですか。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

こちらの、今お尋ねのその他配慮する取り組みという部分なんですけれども、こちらは園のいわゆる運営というソフトの面の部分の取り組みに関して、ここで入れている部分が主でありまして、今おっしゃっている加点、要は評価基準から上乘せして、新たな提案があったらそれを乗せていこうかという、どうかというご提案かと思っておりますけど、我々としてはこれが一応評価基準という部分でありますので、そこに関しては乗せていくという部分は今のところございませんが、これも含めて、先ほどありました新たに設けられる選定委員会の中で審議いただくところではないかなと思っております。

8番（藤田 茂議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田議員。

8番（藤田 茂議員）

そしたら、この日程表から絡んで、9月下旬に公私連携法人の決定結果公表となっております。

りますが、これに対しては議会に対しての賛否をとるということは省かれるわけですか。省いてもいいわけですか。「業者は決まりました」という報告事項だけで済むわけですか。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

富本教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

今お尋ねいただいた部分のほうの方向性を考えておりますけども。報告という形で考えております。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

おとといの全員協議会で初めてこの認定こども園整備の事業費というものが明らかとなりました。5億850万円程度、概算でということで、こういった数字も出さずずっとこの計画が進められたということに大変不安を感じて、聞いて明らかにしていただいたということでもあります。

この部分の、認定こども園化しないといけないという理由については、町のほうは耐震化、老朽化、園舎のですね、それで幼稚園の入所児童の減少、保育所の待機児童の解消ということも挙げておられるんです。確かにそういう状況もあると思います。こども園を公立、町立で整備すればこんなにもいろんな問題というのは出てこないんですけども、これを民間で整備をして、民営でやっていただくということになるから問題が起こってきているということだと思います。

最初から、もう忠岡町ではお金がないのでできませんと。でも、何ぼ要るんやということもなしに、国の補助が忠岡町で建てたら全然ないと、民間だったら2分の1あると。で、忠岡町が4分の1を出して、法人というか事業者が4分の1出したらいいから、忠岡町は4分の1のお金でできる、得でしょうというふうな、そういう議論をしてきたということで。でも、何ぼ要るんやという具体的な数字というのは、例え話の分でのそれは議会にも示されましたけれども、あれは例え話であって、住民向けにはイメージ図でしかなかったということでもあります。

で、初めて事業費と、あといろいろ、交付税算入された場合にいろいろどうやというふ

うなことで計算した結果、忠岡町で建てかえた場合の整備費だけ、建物とか駐車場、いろいろそういった壊すお金を含めて毎年20年間の元利償還の返済が年間2,700万円ね。年間2,700万円という数字が、概算ですけれども、出されて、これに対しての理論上というんでしょうか、高市総務大臣は財政措置しっかりしてますということで、2分の1、50%は一応交付税に算入されるという計算であるんですけれども、2,700万円の半分が入るということではないですけれども、丸々2,700万円身出しをするというものではないということは否定できないと思います。1円も入りませんとは誰も言えないと思いますので。

あと、それで民間で整備してもらったら年間300万円で、20年間で済むということで、それで忠岡町はこの300万円のほうを選択されたということに結論としてはなるということなんですが、そうですね。毎年2,700万円の20年間の負担をすると、忠岡町の財政にどういう影響が出るのかということについては、その場ではそういう試算というんですか、シミュレーションをされていないので出ませんでした。これ2,700万円ずつ、シビックセンターの返済がもう29年度、30年度ですかで終わるので、今後3億円要った分がもう要らなくなってくるという、そういったこともありますので、元利償還の数字的にはそんなに影響は大きくはないだろうと思われまますけれども、この2,700万円の20年間の返済というのが財政上に大変大きく影響するというので、それをしないというふうに決められたのか、その説明をいただきたいんですけれども。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

2,700万円、年間にかかる。それで町費用は300万円でございます。しかしながら、現在の公立の保育所、それから幼稚園の運営のランニングコストといいますか、それについてはさきの議会のほうでも年間2,000万円程度というふうなことを申し上げたと思います。そうした2,000万円の効果額も生まれるということでございます。

それから我々、一刻も早く両、東地区、忠岡地区あわせて認定こども園化を図りたいというところがございますので、東地区についてもできるだけ早く耐震化も含めて整備してまいりたいというふうに考えておりますので、あわせて両方、公立で整備となるとかなりの負担が伴うというところがございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。



5 番（是枝 綾子議員）

なんですけれども、この忠岡保育所、忠岡幼稚園を1つにする民営化の整備を公立でした場合の財政シミュレーションも出ていないのに、また今度そういった東のほうも整備をすると、一体幾らぐらい要るのかという具体的な計算もされていないのに、これは大変やからということで具体的検討をされていないということが問題であろうと思います。それは民営化ありきではないということで、去年の8月からずうっと引っ張られて、この3月まで引っ張られてきましたけれども、結局はそういったこの半年間検討する、200万円の調査費を出して検討する期間があったにもかかわらず、出てこない、されていない。幾らなんですかと。財政の早期健全化団体になるんですかと言うても、いや、なるともならんとも何もないし、公債費負担比率も20%を超えるんですかと言うても、超える数字でもないみたいな数字も出たり、本当に全然資料がないんです。ないけど、お金がないからもう最初から考えないという形は、やっぱり民営化ありきではなかったかなというふうに思うんですけれども、その点はもっと具体的に数字を示して、もっと早い段階でこういう議論をやはりすべきではなかったかと思えますけれども。

数字、もしも持ってはって、まだ出してないということであれば、きょうこの場でお出しただいたらいいかと思いますけれども、十分検討してきたんですよということで。財政課のほうで持っていらっしゃるんやったら財政課のほうでお出しただいたらいいですし。でないと、忠岡で整備したらだめなんだという、そういう具体的な根拠となるものがないのに、だめなんだというふうな判断をどうやってするんだらうと、この議会でということがありますので、私は2,700万円と、ランニングコストの2,000万円程度が財政が浮くといいますけれども、公立の保育所と公立の幼稚園を持っていたらやっぱり需要額に引いてもらえるという部分がありますので、効果額に交付税が減る分というんですか、需要額が減って、減る分というのは差し引きされているんかどうか知りませんが、でもそれを、やっぱり子どもたちのためにいい保育をしてあげよう、本当に十分に行き届いた保育をしてあげようと、忠岡町、そういったところで子どもにはお金をかけるという選択もあるかと思えます。

なので具体的に、すみません、忠岡町で建てかえた場合にどういう財政影響、負担が出るのかという、ちょっと資料をお出しただきたいと思いますが、ございますでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

資料につきましては、先日の全協で出ささせていただいたこの資料が全てというところで

ございます。（「是枝議員「シミュレーション」と呼ぶ）シミュレーションですね。これ  
でございますけども。我々、財源が今あれば急遽、職員の給与カットなど、そういうこと  
はありませんからね。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

ないということなんですね、今ね。

教育部（柏原 憲一部長）

ないと。これに関しては。

5番（是枝 綾子議員）

だから、財政見通しのね、財政に対するこの2、700万円の影響がどれだけ出るんだ  
ろうかという検討ぐらいはやっぱりしておかないといけないと思います。でないと、それ  
が、そういう負担でもいいよと、住民自身が、保護者やみんなが子どもたちのために出し  
てあげようとなれば、それはそれでいいことだと思いますし、そういう判断を仰ぐのがこ  
の議会なんじゃないでしょうか。議会は住民の代表であって、住民の意見を反映する場所  
でありますので。これはやっぱり議会にそういった資料も出すべきでなかったかなという  
ふうに思いますが、ないということなので、それはやっぱり十分な資料が、検討資料が出  
されてなかったということで、私はそう結論づけたいと思います。

あと、質問を続けたいところなんですけれども、あんまり長引かせてもということはある  
んですが、先ほど高迫議員が待機児童の問題ということでおっしゃっておられました、  
待機児童の解消のために民営化じゃないとだめなんだと思い込んでいるという方々もたく  
さんいらっしゃるの、そこはやっぱり正確に住民の方に情報をお伝えするということが  
必要ではなかったかなというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょう。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

ちょっと質問の趣旨がわかりかねるところがあるんですが、もちろん待機児童が出てい  
ますので、先ほど答弁させてもらったとおり、非正規、あわせて正職の確保についても  
もちろん努めてまいるといふところでございますけれども、そもそも、今東保育所、忠岡保  
育所、保育所の正職が24人、非正規が39人といふところでございます。こういったと  
ころもでございますので、もちろん1名1名、もちろん採用はしてまいりたいと思いき

れども、職員体制全般のそもそものところの非正規に頼っている部分が非常に多いので、年度途中で急な年度途中の申し込みというものに対してもなかなか応えていくことができませんので、そういった職員体制を抜本的に改めるといふ、見直すというところからも1園、まずは民設民営で行ってまいりたいというところでございます。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

1点だけ質問させていただきます。

委員会のときにもご質問させていただいたんですが、各委員さん、これから選定委員会が設置されて委員さんが、これが可決されたら判定されると思うんですが、その透明性に関して1点質問です。

前の委員会のときにも質問させていただいたんですが、よく僕も社会福祉法人の苦情解決の第三者委員会とか、この辺じゃないですし、もちろん入ってくる事業者の方の事業もやってないので、絶対そこは大丈夫です。やっていると、その法人さんとかと仲がよいときに、本当に取りに来たんやったら、例えば金銭、物品の授受やったら絶対アウトやと思うんですけど、事前に「うちのええとこ聞いてください」みたいな感じで電話なり接触なんかしようとするれば、やっぱり人間が判断することなので、やはりいいふうに捉えてくれて加点、同じABC、一緒であっても絶対に点が上がるんですよ、人間の判断として。公平・公正にやはりそこは委員さんに判断していただきたいんで、まずはその事業所さんがこの選考委員会の期間中、特に働きかけることを禁止していただく。しかも、それがわかったらもう事業所さんはペナルティーでおりにいただくということはもちろんのこと。それこそ私たち議員を介在してそれをやったのであれば辞職勧告決議など、それぐらいのレベルやと思っていますし、職員であれば懲戒、町の各委員さんとかが介在しているのであれば、その委員をおりにいただくようなことぐらいの厳しい意味合いで取っていたんですが、それぐらいの認識でよろしいでしょうか。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議員お示しの部分で、私もよりよい、素晴らしい法人に来ていただきたいとい

うことで、これは選定に関しては静ひつな環境のもと当然行われるべきものだと考えております。ということで、さまざまな委員さんに対しての働きかけというのはあってはならないというふうに認識しております。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

5番（是枝 綾子議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

本条例案について、日本共産党の意見を申し上げます。

この忠岡町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定委員会設置条例は、町立忠岡保育所と忠岡幼稚園を1つの民営化された認定こども園にするための移管先の法人事業者を募集し選定するという選定委員会を設置する条例案であります。この条例案が可決したら来月、7月上旬には移管先法人の公募がされ募集がされ、10月には移管先法人が決定するというスケジュールになっています。

私どもは、この忠岡保育所、忠岡幼稚園を、公立での存続を求めてまいりました。しかし、今回このような条例案が提案をされてきたということでもあります。

この民営化の問題の、まず第1の問題は進め方の問題であります。昨年8月に教育委員会が発表された忠岡町就学前教育・保育に関する基本方針の中で、「民間活力の導入を検討する」と述べられていることから、この整備のための基本計画の策定に入り、ことしの3月に「民営化で整備する」という計画が、教育委員会で方針を決められました。計画策

定中の間、「民営化ありきではない」と言いながら公立での整備というものの真剣な検討がされていなかったということが、きょうの議論でも、この間の議論でも明らかとなりました。

そして、スケジュールは、平成31年4月に民設民営で開設するため、大変タイトなスケジュールで、この3月に保育所・幼稚園の保護者の説明会、5月の23日に住民説明会という説明会を聞いた保護者や住民も、「よくわからない」といった声も多く聞かれるなど、説明もまだ、規模も対象者の人数も十分ではなく、住民の声を十分に聞いたと言えるものではありません。パブリックコメントでも27件中24件が「民営化反対」「待っていただきたい」と、ストップということの意見と聞いております。ですから、本議会に「民営化を待ってほしい」という議会請願も住民の方から出されているところであります。

問題の第2は、お金がないから民営化しかないという説明をしてこられました、公立でのこども園の整備を真剣に検討されていないことです。公立の場合、民間の場合という、この2つの施設整備費の財政負担の帯グラフの2の資料で、住民向けにはイメージ図のみということでありました。一昨日の全員協議会において初めて町議会に対して、公立で整備した場合の具体的な忠岡町の負担額が示されたところであります。町概算での総事業費が5億850万円程度ということで、公立で整備の場合は年間2,700万円の返済を20年間、民間で整備の場合は年間300万円の返済を20年間ということで、町立の場合でも交付税措置が計算上は50%されるというものですので、丸々忠岡町が年間2,700万円返済するというものではなく、もう少し減るものと思われま。

このお金が出せる出せないという具体的議論は、財政見通しとしてどう影響するのかという資料がないのでわからないという状況ということがわかりました。議会での議論がまだなのに、もう移管先法人の募集、選定に入るのは審議不十分だと思います。

問題の第3は、待機児童解消のためと言いますが、町が正職員の保育士を採用しないから現在待機児童が発生しているのに、民営化したこども園にしないと待機児童が解消されないという、そういったものによって変わってきて、すりかえられているということでありま。答弁の中で、質疑の中で「正職員の保育士の採用についても財政課と協議をしたい」という前向きな答弁もございましたが、今すぐ正職員を採用、保育士を採用すれば待機児童の解消ということにはなっていくかと思ひます。

むしろ民間の法人のほうが、保育士確保は今困難な時代であります。公務員であれば公務員希望という保育士がたくさんいらっしゃると思いますので集まってくるんです。オープン時に民間の法人が保育士をきちんとそろえられるかどうかというのは大変問題、不透明だと思います。

問題の第4は、民営化は町の保育への公的責任が後退してしまうという、民営化のそのもの問題であります。幾ら公私連携とはいえ、直接忠岡町が運営しているのとは全く違

います。保育士さんの経験年数が大きく違う。公立は地域のどの子どもも受け入れる、特別な支援が必要な子どもも、また支援の必要な、そういったご家庭の子どもも受け入れるという児童施設であります。公立の果たす役割は忠岡町の民間を含めての保育水準を引き上げていく役割も持っております。だから、公立の果たす役割と民間の果たす役割というのは全然明確に、同じ保育、子どもを預かるという行為は、サービスはしておりますけれども、公立と民間の持っている役割というのは違う部分がたくさんあるということで、それを混同してはいけないなというふうに思います。公立はやはり減らさない、なくさないということが大事だと思います。

ほかにもさまざまな問題はありますけれども、こういったさまざまな問題点を残す民営化につながるような本条例案は、認められることができません。

なお、この次に、次の議案で忠岡町の報酬及び費用弁償条例の一部改正という議案が出ておりました。そこにはこの公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定委員会委員の報酬が出ております。条例化されるということになります。こちらの本体の設置条例については認められないということでもありますので、この公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定委員会委員の報酬についても認めることはできませんということでもあります。

以上で討論といたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、原案に賛成者の発言を求めます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

賛成の側から討論させていただきます。

本要項につきまして項目、これに付随します、この条例に付随します要項等、この本6月議会で審議、協議されましたが、かなり厳格なものであるかなと思っております。実際社会福祉法人の友人とか仲間に聞いても「内容的にはかなり厳しいぞ。だからいいん違うか」というふうにもお答えいただいています。で、周辺市、和泉市、泉大津市、岸和田市の、同じような状況で同じような移管に関しても、審議の内容、時間等を含めまして、忠岡町は遜色ない、いや、それ以上のものでもあると思っています。

先ほどお答えいただいた委員への事前接触も、清廉さ、しっかり担保していただけるということも含めまして、また忠岡町が今後、土地に関しては所有者が続くということで、5年に1回、少なくとも何らかの形で関与できる、協議できる場が担保されますし、また、それをもってイニシアチブを全面的に向こうに譲るものではないので、今後の忠岡の

保育所の運営に関しても全然、安心できる担保にはなるかなと思っております。

何よりも私の娘、0歳児なんですけど、実は今回、公立の保育所を落ちた4人のうちの1人です。正直ショックです。「もうあかんかな」と内心思っていたんです。0歳児でことし厳しいって聞いてたんで。今後3年間、財政がまだまだ厳しいという中で、じゃ、その受け皿の公立の公務員としての採用の枠は広がるかといえ、見通しもいいとは言えないですし、非常勤の方の時給を上げてくれるかといえ、かなりやっばり厳しいと思います。とすれば、来年、再来年、3年後、4年後、じゃ絶対的に受け皿に関しては安定するかといえ、今の公立のままでいけば厳しいままかなと、財政上見ても予見されます。自分の娘が来年入れたらいいんじゃないかという意見もあると思いますけど、僕も2人目、できれば3人目が欲しいです。2年後、3年後かわからないですけど、保育所にお世話になります。そのときにまた同じように「はい、残念です」というのが続くと、この3年間何してたんかなというふうに思ってしまうので、できれば公立のままの不安定な受け皿状態のままを継続されるのではなく、ここで何よりもサービスの、僕ら落とされた者の主観的な意見ですけど、受けていただける、小さいころからでも受けていただけるというその期待、待機児童の解消を民間で図っていただきたいと思います。安心して親が仕事につけるからこそ、安心して復職もできますし、次も産もうかということにつながると思います。

先ほどまで子どもが減っていく、減っていく。確かに減っていくかもしれませんが。でも、それをひどく減らすのか、維持して減らすのか、これは大きな違いです。その大きなポイントは保育やと思っています。ですので、この条例案を可決していただいて、速やかに安定した保育の運営者を選んでいただきますように願ひまして、本条例案に賛成の立場で討論を終わらせていただきます。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論はありませんか。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

前田議員が反対してくれるのかという期待を持ったんですけど、反対の討論の基本的な部分は先ほど是枝議員が述べたとおりです。

ただ、賛成討論が出ましたんでね、忠岡の要綱というのは非常に厳格なものであると、これは私は当然のことだと思っています。他市がやっているのは単なる民営化にすぎません。大阪府下で公私連携、これをやるのは河南町に続いて忠岡町が2番目です。公的な財

産を提供して、インセンティブというんですかね、それをやって開園してもらおうというんやから、忠岡の幼稚園教育、保育所のあり方を引き継いでもらおうということで、厳格になるのは当然のことだと思っております。

ただし、これは厳格なのかどうか。これは先ほど討論の中でもございましたけどね、例えば保育士さんの5年以上経験した人を3分の1入れてください、これは厳格なのかどうかという点で言えば、大阪市内の民間の保育所は5年以内の保育士さんが、平均でいるんですよ。平均ですからもっと長い人がたくさんおるんです。だから本当にそんなものが厳格であるのかどうか、本当はもっと言えば忠岡町の財産を引き継いでほしいということであれば、15年以上の経験のある、保育経験があつて子どもたちにも後輩にもちゃんと保育の蓄積ができるという人が3分の1おつてこそね。さっき部長が言ったように若い人もおつて、元気に遊んでもらうのも大事ですよ。でも、保育の蓄積、これが大変大事だということは、皆さんここにおられる方は役所の幹部職員の方ばかりですから、やっぱり幹部職員としての役所の経験を積み重ねてきた、この力があるからこそ幹部職員として仕事をされているんですよ。保育だって同じことです。教育だって同じことです。経験をした、その経験を生かしていく、そこにこそ値打ちがあるから、忠岡町も「5年以上の経験のある人を3分の1」というふうに書いてあるけどね。だから先ほど申し上げましたが、そんなの厳格でも何でもありません。

大阪市内では、私学でも5年以上が平均なんやからね。忠岡町では厳格と言われるんやったら、もっと厳格にすべきです。それはなぜかといえば、結局は子どもの安全・安心のためです。民間に任して金を削ったらそれでええわということで、忠岡町の保育や教育の責任は果たせません。果たせないからこそ教育委員会も知恵を絞って何とか忠岡の教育や保育を引き継いでもらう方法はないだろうかということで考えてくれたのが、この案でしょう。私らは不十分やと思っています。不十分やと思っていますが、やっぱりそこまで知恵絞らなあかんほど、公私連携というのはちゃんとせなあかんもんやということが言えると思うんです。

だから、私たちはこれをもっと、基準が選定委員会で決して下げることはない、もっと上げて議論していただく、そうした場面になるということ全員協議会でもお伺いしています。だから、これより条件を切り下げるなんていうような、とんでもないことがやられないということも聞いていますから、もっと上げた方向で子どもの安全と安心を守ってもらう、これが行政の一番大きな役割ですから、公私連携、これはそういう点では私、もっと中身を厳正にしてもらってもいいものだというふうに思っているぐらいです。

ですから、今賛成討論で、「こんなん、厳し過ぎるん違うん」というふうなニュアンスのお話がありましたので、あえてつけ加えて申し上げ、反対討論とさせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

次に、原案に賛成の討論、ありますか。



2番（前田 弘議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

前田 弘議員。

2番（前田 弘議員）

高迫議員も、共産党の方々はこの保育園、幼稚園、これは公に帰属すべきやというように言っておりますけども、他の議員は本町、財源難であることはよく理解していると思います。でありますんで、民間でできることは民間でやらしてもらえという、本町の財源難を救ってもらったらええんではないか、私はそのように思っております、本案に対しましては賛成していきたいというように思っております。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論ありますか。

10番（松井 秀次議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

10番（松井 秀次議員）

自民党の松井でございます。

先ほどから財政の問題。財政の問題を抜きにして40年後の収支の見通し、将来負担をどないなるんかというのを出示していただきたい。採決前に。それがなしに採決は私は退席します。忠岡町があつて、こども園も全部必要ですよ。財政がつぶれて、こども園もなし。財政が見通しがあつて、こども園あり。その論議をもっとしていただきたい。それで、採決前にそれを出していただきたい。

終わります。

議長（和田 善臣議員）

今、40年の財政計画、出せるのかということですが、出せますか。公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今、40年という見通し、おっしゃられたわけでございますけれども、私ども将来的にということで毎年、10年、10年という形で表に出さしていただいているというところでございます。当然、私どもの財政が破綻しないように、当然そういうような改革はしてまいりますので、40年先はなかなか出しにくいところではございますけれども、そういったことのないように努めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

10番（松井 秀次議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

10番（松井 秀次議員）

4年間監査をさせていただいたので、忠岡町の財政が非常に悪いということはよくわかっています。そやから民間委託、これも賛成です。公立でした場合はこんだけ。共産党の議員さん言うてました。民間委託した場合はこないなる。これを出してくれらんと何をやってるのかなと私は思ってますよ。採決するんでしたら退席します。どうですか。

議長（和田 善臣議員）

松井議員、討論ですので、質疑は認められません。

討論、他にございませんか。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

反対の立場で討論させていただきたいと思います。

先ほど来、待機児童の話であったり、それから忠岡町の財政が逼迫しているから大変であると、そういったことで民営化しようという他の議員の討論もございました。

しかし、全協でも是枝議員が明らかにしたところがございますけれども、財政健全化計画で職員が175名というふうに町が決めていらっしゃる。しかし、これは人件費の抑制で正職員の増員ができないと、そういったことで担当課はおっしゃってましたが、4月の1日には一般職2名は入れていらっしゃる。一般職は、行政サービスに支障が出てはいけないということで採用されたということでございましたけれども、この町が決めた財政健全化、これは町が決めたものですから、何も175名以上雇えないと、そういったものではないと思いますので、そこはきっちり見直しして正社員の保育士さんを雇うと、そういったところで、待機児童は0歳児の子どもも解消できるというふうに思います。

そして、「民間にさせたら忠岡町の財政がかなり助かる」という意見もございましたけれども、その財政の分析はおとつい全協で、民営化の場合、それから公立でした場合の比較表を出していただきましたけれども、忠岡町も大変大きな借金、約3億円のシビックセンターの起債ですね。これも約2年後ぐらいにはもう終わると、そういったことで、子どもにお金をかける、未来の子どもにお金をかけていく、そういったことが大事であると思いますので。予算委員会の中で10カ年の財政の見通しが出たと思いますが、それは前よりは随分とよくなっていくというふうに、グラフではだんだん上に上がっていくというふうに、みずからその財政の分析をされているのに、どうしてこの先が悪くなるというふ

うに言うておられるのかということも指摘させていただきます。

非常に矛盾しているというふうに思いますので、この条例案には反対いたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論ありませんか。

8番（藤田 茂議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田議員。

8番（藤田 茂議員）

今度は賛成討論せなあかんですね。最後です。

今まで理事者側にはいろいろきつい言葉でご質問等させていただいたんですけれども、朝からの質問でも、さっきも財政が厳しい、厳しいと言うて、これは通り一遍のお先祖の言葉みたいにあんまり使わんといてほしいんですわ、これからは。やっぱりその財政が厳しいから民営化、それは十分にわかっております。そやから今後、子どもに対してはよそにない教育を与えていくんやという自信を持ってやっていけるような、そういう認定こども園をつくっていただきたい。そして、無償化貸与の土地に対してももっと強気になれる、園が強うなったらやっぱり町も強うなって、お金を取れるような園をつくっていただいて、それをバックアップするのは忠岡町やと思います。

今まで、きょうのけさまでは反対しようかなと思っておったんやけど、理事者側の熱意ある答弁に心が揺らぎましたんで、そういうことで賛成いたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論はありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

（松井議員：退場）

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第29号 忠岡町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定委員会設置条例の制定についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ありますので、起立によって採決いたします。

議案第29号 忠岡町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定委員会設置条例の制定について、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長（和田 善臣議員）

起立多数であります。よって、本案は可決されました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第13 議案第30号 忠岡町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第30号 忠岡町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、教育委員会評価委員、及び公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定委員会委員の報酬を規定するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。討論ありますか。

(是枝議員「はい」と呼ぶ)

議長(和田善臣議員)

討論がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番(是枝綾子議員)

反対ということではないんですけれども、賛成でもないということで、ちょっと意見を言わせていただきたいと思います。

議長(和田善臣議員)

討論ですので、やはりこれははっきりとした意見を述べていただきたい。

11番(高迫千代司議員)

議長。

議長(和田善臣議員)

高迫議員。

11番(高迫千代司議員)

意見を申し上げます。

私どもは教育委員会評価委員、この案件については、教育のちゃんとした評価をしていただけ、大事な役割を担っていただく方だということで、賛成をいたします。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定委員会委員は、民営化に関するものですから、反対をいたします。

したがって、両案ありますので、本採決については私ども3人は退場させていただきます。

以上です。

議長(和田善臣議員)

そしたら、原案に賛成者の発言はありますか。

(なし)

議長(和田善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

(是枝議員・河野議員・高迫議員：退場)

議長(和田善臣議員)

これより、議案第30号 忠岡町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

（是枝議員・河野議員・高迫議員・松井議員：入場）

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第14 議案第31号 平成29年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第31号、平成29年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は250万円で、これを補正することにより、予算総額は64億4,750万円となります。

歳入につきましては、第19款 諸収入で、一般コミュニティ助成事業補助金250万円を計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で、総合管理業務委託料975万円を減額、子育てワンストップサービス接続使用料38万9,000円を計上、第3款 民生費で、認定こども園設置運営事業者選定委員会委員報酬25万6,000円、認定こども園設置運営事業者選定委員会委員費用弁償1万6,000円、郵便料2万5,000円、認定こども園敷地測量業務委託料374万8,000円を計上、第4款 衛生費で、ごみ処理施設保全計画等策定業務委託料530万円を計上、第10款 教育費で、教育委員会評価委員報酬1万6,000円、一般コミュニティ助成事業補助金250万円を計上するものであります。

どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第31号 平成29年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第15 議案第32号 平成29年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第32号 平成29年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）  
について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は47万6,000円で、これを補正することにより、予算総額は2  
4億1,355万円となります。

歳入につきましては、第3款 国庫支出金で、特別調整交付金47万6,000円を計  
上、歳出につきましては、第1款 総務費で、住民情報クラウドシステム改修委託料47  
万6,000円を計上するものであります。

どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありま  
せんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第32号 平成29年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
（第2号）についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。



議長（和田 善臣議員）

議事の都合によりまして暫時休憩いたします。

午後 3 時 15 分より再開いたします。

（「午後 3 時 05 分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午後 3 時 15 分」再開）

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

既にご配布いたしております議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を事務局長より、報告させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

平成 29 年第 2 回忠岡町議会定例会追加議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第 16 請願第 1 号 公立幼稚園・保育所の存続を求める請願

日程第 17 決議第 1 号 「2025 日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議について

日程第 18 意見書第 3 号 「森友学園」問題と「加計学園」問題の徹底究明を求める意見書の提出について

日程第 19 意見書第 4 号 「核兵器禁止条約」の実現を求める意見書の提出について

日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

日程第 16 請願第 1 号 公立幼稚園・保育所の存続を求める請願を、議題といたしま

す。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

請願第1号 公立幼稚園・保育所の存続を求める請願。

請願の要旨及び理由。

一、住民の声をよく聞き、急がないこと

二、公立の幼稚園、保育所を存続させること

幼稚園児の児童減少などから忠岡幼稚園、忠岡保育所が統合され、一つにした民間の「こども園計画」が進められようとしています。

この間、忠岡町から幼稚園・保育所の保護者説明会、住民説明会などが行われましたが、「これからどうなるか不安だ」「よく分からない」という声があります。しかもこの選択が子どもにとって最善の施策でしょうか。7月には公募がはじまり、10月には民間の業者が決定されます。これはあまりにも拙速なスケジュールです。

公立幼稚園、公立保育所は親世代も通い育ちあい、子どもの心の支えになったところで「心のふるさと」です。そして忠岡町の「すばらしい町の財産」でもあります。

障がいのある子、家庭支援の必要な子も、すべての子どもをまるごと受け入れ、子どもの命を守り発達を保障する場であります。先生方の年齢も様々なので、教育・保育の積み重ねがあります。こんな公立幼稚園・保育所をなくさないでください。

上記の請願を地方自治法第124条の規定により、提出します。

請願者

忠岡町馬瀬2丁目15番3号

忠岡町の保育所・幼稚園を考える会

代表 江口 美絵

紹介議員 高迫千代司 是枝綾子 河野隆子

受理年月日 平成29年6月8日

議長（和田 善臣議員）

紹介議員の趣旨説明を求めます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

公立幼稚園・保育所の存続を求める請願の紹介議員として、この請願の趣旨説明をさせていただきます。

昨日、請願された会の方から、請願をぜひ採択してくださいと、2, 216筆の署名が、町長そして議長、両方に手渡されたところであります。忠岡幼稚園の園児の減少などから、忠岡幼稚園と忠岡保育所を統合し、民間の認定こども園にする計画が実施段階に入ろうとしています。

この計画は、昨年8月に教育委員会の名前で発表された忠岡町幼保一体化計画により急速に進められました。昨年9月議会で計画の調査費200万円が補正され、計画案が完成発表されたのがことしの2月、計画案の検討作成中は「民営化ありきではない」と教育委員会は答弁し、説明をしていましたが、出てきた計画案は民営化ありきであったと思われまます。また、きょうの議会での議論でもきちんとした資料が出ていない中での検討であったと。

ことし2月の忠岡町子ども・子育て会議において民営化を進める意見具申がされ、3月末に「案」が取れて計画推進となりました。しかし、この間、忠岡幼稚園や忠岡保育所の保護者にすら忠岡町からの説明がなく、情報も伝わらない不安が保護者に広がりました。忠岡町から保護者に初めて説明があったのが2月27日と28日、それも夜の7時からふれあいホールで、また子連れで行くと保育も行ってないというところで、夜の7時を過ぎて仕事が終わって駆けつけた保護者は締め出され、入れないという不親切なもの聞いております。また、忠岡幼稚園のほうは、3月の3日ともう1日、お迎えの時間にほんのわずかの短時間で行われたと聞いております。説明会を経ても「よくわからない」「不安」という声が出ています。民間事業者が未定であるため、協議しないと決定できない点が数多くあるからです。

そして、公募要件の詳細なものも、やっとなら私達議会協議会にも案が示されたばかりであります。説明会では説明されていない内容ばかりであり、「わからない」「不安だ」という声が出るのも当然ではないでしょうか。それなのに来月、7月には事業者の公募がされ、10月には町と事業者との協定が締結されるということであります。性急過ぎるのは誰の目から見ても明らかであります。

忠岡保育所と幼稚園の民営化を急がないでほしいというこの署名は、保護者の素直な、本当に素直な気持ちだと思います。公立保育所、幼稚園は障がいのある子ども家庭支援の必要な子ども、地域のどんな子どもも受け入れる、発達保障をする児童施設であります。平均年齢や勤続年数も民間と比べ長く、経験豊かな先生方がおられ、教育、保育の蓄積があります。公立保育所、公立幼稚園と、民間の保育所の役割は違っていると、あれほどこの議会でも申し上げているように、同じにしか見ていないというのは、幼稚園というか保育を単なる子守りのようにしか考えていないからではないかというふうにも感じるところであります。

す。

公立保育所、公立幼稚園は、保護者会、PTAがあり、親世代が育ち合う場も保障されます。民間にはなかなかできないことであります。このようにすばらしい忠岡町の財産を守ってほしい、公立で存続してほしいという議会への請願をぜひ採択していきたいと思います。

つけ加えて、もう少し申し上げますと、公立保育所や幼稚園が民営化されるということで、お金がない、お金のことばかり、建物のことばかりが議会の中でも、また役所の中でも議論されていますが、一番影響を受けるのは誰なのか。子どもたちなんです。合同保育や引き継ぎ保育とか言いますが、複数名、ですからせいぜい多くて2～3名程度の先生が事前に来て、2、3名の公務員の先生が1年間残る程度であります。建物の環境だけでなく、そこで働く保育教諭もがらっと変わる。子どもたちの心に影響がないと思うほうがおかしいと思います。

「すぐに慣れるよ」というふうに大人は思うと思いますが、いろいろな子どもたちはいろんな感じ方をすると思います。3月31日までは公立の先生が見て、4月1日からがらっと入れかわって、見知らぬ先生ばかり。引き継ぎ保育で残る先生は2～3名程度でしょうか。どこにいるのか顔も見えません。不安により夜泣きや登園拒否、その他PTSD症候群のような症状が出た場合、本当にこれはそんな症状を起こす子どもが悪いんでしょうか。違うと思います。「ほかの子はそんなことないのに、あなたのとこだけです」とでも言うのでしょうか。一番大切な子どもの心のことを全く議論しない、そういう異常な今回の民営化の議論が、議会の中でも行われてきたと思います。大変おかしいです。

やっぱり子どもを大切に、子どもを中心に考えるという視点が全く欠落しているようにも思いました。ですから、お母さんたちがそのように不安に思うのは、子どものことを一番に考えて、やはり公立幼稚園・保育所、ちょっと待って、守ってほしいというふうに思うのも本当に当然のことだと思います。

こういった保護者の方の素直な気持ち、心配をやはり取り除くというのが政治の役割ではないかというふうにも思います。ですから、議員皆様のご賛同を賜り、この請願を採択、ぜひしていただきたいと思います。そして、忠岡町長そして忠岡の教育委員会のほうにこの請願をお渡ししていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

議長（和田 善臣議員）

紹介議員の趣旨説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

10番（松井 秀次議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

10番（松井 秀次議員）

住民の請願の問題はよくわかります。私は子どもも3人、孫7人、忠岡の保育所、幼稚園を経験させていただきました。その建てかえらなあかんということもよくわかります。残してほしいということもよくわかります。

先ほども私が言うたように、まあ幼稚園も保育所も大事です。まずは忠岡町が残っていくか、どないなっていくねんというほうが皆さん心配してますよ。いつも私は忠岡病院の前で、よく道路で話しします。まあ道もぼこぼこになっています。それでもみんな不平も言わんと黙って生活やってますよ。この子どもの問題だけでなしに、町の財政そのものをみんなが心配している。

それで、この請願のお母さん方をお願いしたい。町のことをもっと考えていただきたい。子どもも大事だと思います。そやから私は、この請願を採択するしないは別として、町全体を考えていただきたいと思います。これは町長にお願いです。

終わります。お願いや、町存続の。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第91条第2項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより請願第1号 公立幼稚園・保育所の存続を求める請願を採決いたします。

本件について、採択すべきものとするにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ありますので、起立により採決いたします。

請願第1号 公立幼稚園・保育所の存続を求める請願の賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長(和田 善臣議員)

起立少数であります。よって、不採択すべきものと決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

日程第17 決議第1号 「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

議会事務局(阿児 英夫局長)

議長。

議長(和田 善臣議員)

局長。

議会事務局(阿児 英夫局長)

決議第1号、「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議について。本町議会は、次のように決議する。

平成29年6月22日提出

提出者 忠岡町議会議員 前田 弘

### 「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議(案)

国際博覧会は、人類が抱える地球的規模の課題に対し、世界からの知恵を一堂に集めることで、解決策を提言する場であり、新しい時代を生きる知恵を広く発信することにより、世界と日本の平和的発展に大きく寄与することが期待されている。

先日、政府において、閣議了解が行われ、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとした国際博覧会の開催についての書簡をBIE(博覧会国際事務局)へ提出し、立候補が行われたところである。

国際博覧会の大阪での開催は、古くから、人々の叡智により新たな技術を生み出し、文化・産業の両面から国内外をリードしてきた大阪から、世界中の人々の健康に係る様々な課題を克服し、人類の未来に向けてより良い生活を送ることができる新しいモデルを提案することや、それを広く世界に発信するという点において、大変意義がある。

また、新たな観光や産業のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて大阪の存在感を示す絶好の機会にもなり、町民の健康増進や地域の振興に寄与するなど、都市の活性化、町民生活の向上も期待できる。

とりわけ、本町にとっても、地域振興をはじめ、観光魅力の発信や産業振興、町民の健康づくりに寄与する万博は大きな効果が期待できる。

そこで、忠岡町議会としては、大阪での国際博覧会開催の意義に賛同するものであり、国際博覧会の誘致・実現に向け、大阪府・大阪市や経済界とともに、積極的に取り組むこととする。

以上、決議する。

平成29年6月22日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

2番（前田 弘議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前田議員。

2番（前田 弘議員）

ただいまの事務局長の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。議員皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（是枝議員：挙手）

議長（和田善臣議員）

討論がありますので、原案に反対者の発言を許します。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

「2025 日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議案に対して、反対の討論をいたします。

この決議案には、私たちは万国博覧会の持つ産業や技術の進歩、展望を示し、広く教育的に広げようという理念そのものは理解できます。

しかし、この決議案には「万博会場を夢洲」とは一言も書いていませんが、誘致先が夢洲であることは間違いない事実ですし、松井知事らが進める夢洲万博には大きな問題があります。

この決議案には I R、カジノが一言も出てきませんが、松井知事らが万博と一緒に I R、カジノをセットで夢洲に誘致し、大阪の成長戦略の切り札にしようとしていること、それは周知のとおりであります。そして I R、カジノのために万博を利用しているという、本当に不屈きなものであります。

夢洲での I R、カジノ整備に、埋め立て途中なので工事の前倒しと、交通アクセスの地下鉄、J R の延伸、道路の拡幅など、関連事業だけで 1, 0 0 0 億円を超えるとされています。I R 構想だけでこんな巨大開発を進めたら府民の批判をまともに受けるから、万博誘致の表明で批判をかわす狙いが透けて見えています。I R、カジノ誘致には 6 0 % の府民が反対（朝日、ことしの 3 月）、万博誘致には 6 2 % が賛成だからです。

カジノは、刑法 1 8 5 条及び 1 8 6 条で禁じられている賭博です。他人の不幸の上に成り立っているビジネスであります。また、日本は既に 5 0 0 万人を超えるギャンブル依存症大国であります。カジノによって「いのち輝く未来社会のデザイン」という大阪万博のテーマなど、描けるはずがありません。そのように言うならカジノをやめるべきであります。

また、東京では豊洲の土壌汚染が大問題になっていますが、この夢洲は産業廃棄物を受け入れながら埋め立てている人工島でありますから、土壌汚染が心配されています。これまで十分な調査が行われたこともなく、この対策費は今回必要な経費には組まれておりません。万博のテーマ、健康長寿への挑戦とは大きく矛盾する、健康を害するようなところであるように思われます。

また、近い将来、南海トラフ地震は確実と言われているもとの、大地震、大津波によって大きな被害を受ける夢洲に半年間も大勢の人を集中させるような計画はあまりにも無謀であります。



夢洲万博が巨額の財政負担を府民に強いることになる。府の基本構想によれば、会場建設費は1,200億円から1,300億円、運営費は690億から740億円、「会場建設費は国と自治体と関西財界が3分の1ずつ負担する」と言いますが、これ以外に地下鉄、JRなど鉄道、道路など関連事業が730億円とされています。大阪府と大阪市に巨額な負担となります。経済効果が6兆円とも言っていますが、そのもととなる入場料収入を3,000万人見込んでいますが、積算根拠は全く示されていません。東京オリンピックのように事業計画が明らかになるごとに膨れ上がることが懸念されます。

ただ、愛知万博2005年の入場者数が2,200万人と、経済効果が3兆円ということで、それを参考にしたようではありますが、当時の経済状況と今とは全く違いますし、年齢構成も、この愛知万博のときは60歳以下の方が多数でありましたが、今は逆であろうかと思えます。

かつて、大阪湾ベイエリア開発計画は破綻、失敗しました。その、まさにこの地がまたここ夢洲、咲洲、舞洲で、ゼネコン型浪費巨大開発だったわけです。府の財政、公債費残高が6兆円、2011年度決算では起債許可団体にも指定をされました。甘い予算見積もりと過剰な期待の計画は、府民に負の遺産を押しつけるだけであります。

こういった反省もせず、また同じことを繰り返す、府民にツケを回すことになり、断じて許されません。したがって、万博の誘致、開催に当たっては夢洲及びIRカジノと切り離し、最小の予算で最大の成果が得られる別の候補地ですべきであります。

よって、万博の意義には賛同するものの、誘致場所が夢洲、そしてIRカジノとセットでは絶対賛同できません。

以上、意見を申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論ありませんか。

（なし）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより決議第1号 「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（和田 善臣議長）

異議ありますので、起立により採決いたします。

決議第1号 「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議について賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（和田 善臣議長）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第18 意見書第3号 「森友学園」問題と「加計学園」問題の徹底究明を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第3号 「森友学園」問題と「加計学園」問題の徹底究明を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、「森友学園」問題と「加計学園」問題の徹底究明を求める意見書を提出する。

平成29年6月22日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者            "            河野 隆子

                  "            "            是枝 綾子

#### 「森友学園」問題と「加計学園」問題の徹底究明を求める意見書（案）

財務省・近畿財務局が学校法人「森友学園」に対して、大阪府豊中市に開校を予定している小学校用地として国有地を8億円も値引きして売却していた問題は、国会審議を通じて疑惑が一層深まっている。

疑惑の一つは、政治家の関与の問題である。安倍首相は「一切ない」としてきたが、籠池氏が鴻池参議院議員事務所に数十回にわたり働きかけていた詳細な面談記録が白日の下になった。働きかけを断ったとする鴻池氏の会見で、別の政治家による関与が問われている。第二の疑惑は、国の手続きが適正だったのかという問題である。国有財産の処分は売却を原則とするが、森友学園側の資金難を理由に、当初は賃貸借契約が結ばれていた。

ところが、くい打ち工事で地下埋設物が発見され、その結果、賃貸借契約から売却契約に変わり、ごみ撤去費用として8億1900万円が値引きされ、1億3400万円で売却されることになった。豊中市への公園用地としてほぼ同じ大きさの国有地を14億230

0万円で売却したのと比べて、8分の1程度の安い価格である。また、新たに籠池氏と財務省の田村国有財産管理室長が面談した際の音声記録までもが、示されており、疑惑が深まるばかりである。

朝日新聞の世論調査では、「森友学園」の国有地売却問題について、「政府の説明が不十分である」が75%であり、多くの国民が十分な説明を望んでいる。国会証人喚問において籠池氏は、開校を目指した小学校の認可をめぐり、「松井一郎知事に、はしごをはずされた」と述べ、大阪府の疑惑も出てきている。大阪府議会は早急に百条調査委員会を設置し、真相究明を図るべきである。

森友学園疑惑が一層深まっているところに、さらに浮上した「加計学園」問題である。安倍首相が議長の「国家戦略特別区域諮問会議」は、今年1月20日、加計学園が今治市で獣医学部を開設することを認定した。獣医学部の新設には、京都産業大学も申請していたが、内閣府と文科省は認定の4ヶ月前に、加計学園を前提に話し合っていた。今治市は2007年から15回にわたり「構造改革特区」で加計学園の獣医学部を申請してきたが、採用されなかった。しかし、安倍首相が2014年に始めた「国家戦略特区」になって、スピード認定された。文科省が、安倍首相の意向によって、はじめから加計学園ありきで、2018年4月開校を前提にすすめられた疑惑が生じているのである。

よって、本町議会は、政府及び国会、大阪府及び大阪府議会などの関係機関において、森友学園と加計学園問題に関する徹底した真相究明をそれぞれの責任で行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年6月22日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

「森友学園」問題と「加計学園」問題の徹底究明を求める意見書（案）について説明をさせていただきます。

内容はこの本文に書かれているとおりでありますが、ただし、この本文の下から10行目に、安倍首相が議長の「国会戦略特別区域諮問会議」とありますのは、今局長さんが読んでいただいたとおりの「国家戦略特別区域諮問会議」でありますので、ご訂正をお願いし

たいと思います。

説明に入ります。

森友学園問題は、国有地の格安の払い下げと、それへの政治介入の疑惑と、大阪府私学審議会が学校建設の基準を満たしていないのに、府によって認可適当と誘導された問題です。国有地を8億1,900万円値引きする根拠になったごみはなかったと、国は今では認めています。

また、随意契約では、見積もり合わせが原則なのに、国だけが積算をして値引きをするという異様な対応を行っております。まさに森友側の要求どおりです。

そうなったのは、森友幼稚園での教育勅語暗唱の教育など、安倍首相夫妻がこれを賛美をする、昭恵夫人が小学校の名誉校長になるなど、さまざまなかかわりを示す事実がこうしたことを想起させてきたのではないのでしょうか。

世論調査でも、政府の説明に「納得できない」が74%、「昭恵氏を国会に招致すべき」は52%と、国民は不信を持っています。

籠池理事長の証人喚問で判明したのは、籠池氏側からの借地契約見直し要請に、昭恵氏付の政府の職員が財務省の国有財産審議室長に問い合わせをして、ファクスで回答していたことは、首相官邸もファクスを公開し、関与が明らかになりました。

一秘書が財務省の幹部に問い合わせできるはずがありません。首相の妻、昭恵夫人の秘書だからです。内容も、定期借地の期間を延ばして年間の借地料を安くするのは難しいが、土地改良費用の立てかえ払いは予算措置を調整中という、籠池氏側の要求に応えることが示されています。予定地からごみが出たから、森友の売却要求に価格を8億円も値引きをする、まさに「神風が吹いた」と本人が言うように不可解な値引き、払い下げが行われました。これらは昭恵氏の関与抜きにはできない事実でありますから、この問題の徹底究明というのは大事です。

学校開設の許可に当たっても影響があったのではないかと、こうした疑いがあります。犯罪の有無にかかわらず、疑惑究明のために喚問するのが国政調査です。昭恵氏や財務省関係者の証人喚問をし、事実を究明することを強く求めます。

加計学園の疑惑については、「総理のご意向」と書かれた文書や関係者の証言などが次々と明らかになり、国民の批判を浴び、文部科学省はようやく文書の再調査をし、会見があり、一部を除きましたが、文書の存在そのものを認めました。

安倍首相や山本地方創生担当大臣らは、加計学園の獣医学部開設を「通常の手続」、「民主党政権から検討してきた」などと言っていますが、以前は地方の要望で決まる構造改革特区というものがありませんでしたが、安倍首相が議長を務める特区諮問会議が、これはトップダウンで決定をする国家戦略特区であり、首相の権限の大きさが全く違います。今治市の加計学園の獣医学部の設置が長期間決まらなかったのに、安倍政権が2012年に復活し、2015年に今治市が国家戦略特区に指定された途端一気に進んだのも、それだけ

でも大変疑わしいものです。

2016年8月に安倍内閣改造で山本大臣の就任直後、9月から10月に「獣医学部は総理のご意向」、「官邸の最高レベルが言っている」という、内閣府が発信したとする文書が文科省でつくられました。内閣府の「総理のご意向」という文科省に圧力がかけられたと同時期に、加計学園の理事、木曾内閣官房参与や泉首相補佐官による、前川前事務次官らに手続を早くするよう働きかけていたことも判明しました。

首相官邸と内閣府に押し切られた文科省は、加計学園1校に絞って獣医学部開設を受け付け、ことし8月に結論を出そうとしています。加計学園ありきで進められたという、首相により政治がゆがめられた問題です。

加計学園には今治市が37億円の土地を提供し、県と市が総事業費のうち96億円も負担します。もちろん市民や県民の税金です。国有地払い下げ価格を9億円値引きした森友学園とは比べものにならない金額です。

安倍内閣には、加計学園疑惑の解明をする責任があります。何よりも首相みずからが「私や妻が関与していたら総理大臣もやめる。国会議員もやめる」、このように明言したことは皆さんご承知のとおりだと思います。かかわったとされる人物も、国会証人喚問と安倍首相の説明責任を国会の場でするように求める意見書案です。

なお、今国会での共謀罪の強行採決とあわせ、森友、加計問題には国民の強い反対や批判の声が渦巻いています。これまで一強と言われ、どんなひどいことをしても安倍内閣の支持率というのは下がりませんでした。しかし、今回は違います。あの安倍首相と親密な読売新聞ですら支持率が12ポイント減って49%、不支持が41%。これはまだいいほうです。共同通信は支持が10ポイント減って、支持率44%、不支持率43%。ここまでは支持のほうがまだ多い。しかし、毎日新聞は支持率が10ポイント落ちて、支持が36%、不支持が44%。日テレという、これも安倍首相に近いところですが、6ポイント下がって支持が39%、不支持が41%。まさに支持、不支持が逆転して、支持率が30%台に落ちているというのが現状です。

議員の皆様におかれましても、この国民世論の動きと合わせ、本意見書案にご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第3号「森友学園」問題と「加計学園」問題の徹底究明を求める意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第3号「森友学園」問題と「加計学園」問題の徹底究明を求める意見書の提出について賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長(和田 善臣議員)

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長(和田 善臣議員)

日程第19 意見書第4号「核兵器禁止条約」の実現を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

事務局長(阿児 英夫君)

議長。

議長(和田 善臣議員)

局長。

事務局長(阿児 英夫君)

意見書第4号「核兵器禁止条約」の実現を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、「核兵器禁止条約」の実現を求める意見書を提出す

る。

平成29年6月22日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者            "            河野 隆子

                  "            是枝 綾子

「核兵器禁止条約」の実現を求める意見書（案）

「核兵器禁止条約」は、核兵器の全廃と根絶を目的として起草された国際条約である。今年3月27日から31日まで、ニューヨークで開かれた「核兵器禁止条約の国連会議」は、参加国115カ国を超え、各国政府と「市民社会」（NGOなど）によって構成され、戦後の国際政治の上でも、文字通り画期的、歴史的な意義を持つ会議となった。

しかし、核保有国やその同盟国は「条約は非現実的」との理由で会議に参加せず、また唯一の戦争被爆国である日本政府の「不参加」表明は、各国の政府代表から強い批判と失望がもたらされた。その中で、日本政府に代わり「市民社会」代表の被爆者の訴えが各国政府にも大きな感動を呼び、国内外の被爆者9人が呼びかけた「すみやかな核兵器廃絶を願い、核兵器を禁止廃絶する条約を結ぶこと」を求める被爆者国際署名にも期待が寄せられた。情勢は、日本政府が被爆国にふさわしい役割を果たすことを強く求めている。

国連会議は第1会期では、すべての参加者が条約締結への断固とした強い支持をしたとして、5月の後半か6月1日までには条約の草案を提示し、第2会期のおわりである7月7日には条約の採択を目指している。

今こそ政府が、「核兵器禁止条約の国連会議」に参加し、世界で唯一の被爆国として「核兵器のない世界」の実現のため、核兵器を禁止し、廃絶する条約締結に向けてイニシアチブを発揮するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年6月22日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

提出者にかわり趣旨説明をさせていただきます。

核兵器禁止条約を交渉する国連会議の第2会期が、15日からニューヨークの国連本部で始まっています。5月22日にエレン・ホワイト議長が発表した禁止条約の草案を審議し、7月7日の閉会までに採択する予定です。禁止条約の実現がいよいよ目前に迫っています。

3月の国連会議・第1会期以降も、禁止条約を支持する世界の流れは揺るぎなく発展しています。5月の2日から12日にかけて、オーストリアのウィーンで開かれた2020年の核不拡散条約再検討会議の第1回準備委員会では、圧倒的多数の非核保有国が、禁止条約の交渉が始まったことを歓迎、その実現を強く求めました。

この会議には、国連会議をボイコットした核保有国や、核の傘に依存する国々も参加しました。これら一握りの国々は、禁止条約は間違った道だなどと非難を強めました。核保有国は、核兵器禁止条約は世界を危険にさらし不安定化させると批判しました。核兵器の弾道ミサイル開発を続ける北朝鮮のような国があるから、核抑止力は手放せないという言い分です。

もちろん国際合意や国連安全保障理事会の度重なる決議を無視する北朝鮮の行動は、到底許されるものではありません。一方、大国が安全のためと言って、核兵器を持ち続け、その矛先を敵視する国々に向けてきたことが、核兵器の拡散を誘発してきたことも事実です。自衛のための抑止力を唱える北朝鮮に対して、核保有国の主張が説得力を持たないことは明白です。禁止条約は核兵器が安全を保障するという根深い考えを変えるものであり、そこにこそ全ての国の安全が平等に保障される世界への道があります。

NPT体制を危険にさらすといった態度も、核保有国などに共通していました。しかし、現在のNPTをめぐる最大の問題は、条約上で核兵器の保有を認められた米英仏中ロ5大国が、条約第6条に定められた核軍備の縮小撤廃の義務を実行していないことにあります。

ホワイト議長は、条約草案の説明の中で、禁止条約はNPTなどを強化し補完するものと強調しました。この主張にこそ道理があります。核保有国は、禁止条約交渉に誠実に参加し、核兵器廃絶を目指すNPTの義務を果たすべきです。核保有国の非難は全く不当なものです。禁止条約実現を求める声はこうした逆流を乗り越えて前進するものであるというふうに私たちは思っています。

また、被爆者を先頭に、幅広い40団体でつくるヒバクシャ国際署名連絡会を代表して被爆者が届けた300万人近い核兵器廃絶を求めるヒバクシャ国際署名が、核兵器禁止条約国連会議第2会期に大きなインパクトを与えています。

会議2日目の16日午後1時過ぎのニューヨーク国連本部。国連会議のエレン・ホワイト議長は、被爆者の和田征子さんと箕牧智之さんが手渡した署名目録296万3,889人分を確認し、満面の笑みを浮かべながら「ディス・イズ・エモーショナル（感動的で



す) 」と胸に手を当てました。

同署名は連絡会に加わる40の団体と地域連絡会、個人によって集められたもので、託された被爆者が国連会議議長に直接手渡すという歴史的瞬間でありました。

署名と折り鶴を手渡した和田さんは「国連の本部の議場で署名を提出するのはあまりないことだといいます。3月の会議(第1会期)で議長は「6月にはもっとたくさんの署名を持ってきてほしい」と私たちを励ましてくれました。今回、「300万人分も」と感動してくれました」と話しています。

300万人分の署名は、17日にニューヨークで行われた核兵器を禁止する女性行進後の集会で再びホワイト議長に手渡され、世界にアピールしました。

また、岸田外相は、NPT再検討会議の準備委員会で「核兵器の非人道性の議論を推進している市民社会の努力をたたえたい」と述べました。その言葉に誠実であるならば、核兵器の残虐性を身をもって知っている被爆国として、日本政府はこれまでの態度を改めて、国連会議に参加し、禁止条約の実現に尽力することが必要だと思います。

よって、この意見書案にぜひとも、この忠岡町の議会の皆様のご賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

議長(和田 善臣議員)

提案者の趣旨説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第4号「核兵器禁止条約」の実現を求める意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第4号「核兵器禁止条約」の実現を求める意見書の提出について賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長(和田 善臣議員)

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長(和田 善臣議員)

日程第20 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

閉会に当たり、町長より、挨拶の申し出がありますので、発言を許可します。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

ただいまをもって提案させていただきました議案につきましては、長時間にわたり慎重にご審議いただき、ありがとうございました。また、ご賛同賜りましたことを感謝しております。

先ほどご承認していただきました認定こども園をご賛同いただき、重ねてお礼を申し上げたいと思います。全会一致でなかったことや多くの反対者の声のあったことなども認識しておりますが、今後、前向きなこども園の設立を創設し、地域の活性化も願うとともに、後世の町民の審判に期待したいと思っております。つけ加えることとなりますが、本町が未来に希望あるまちにしていくことの第一歩であると確信しております。このたびの議員各位の大英断に報いるためにも、いいまちづくりをしていくことを誓い、挨拶といたします。

いろいろとお世話になりました。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上をもちまして、平成29年第2回忠岡町議会定例会を閉会します。議員皆様方には、大変ご苦勞さまでございました。

（「午後4時11分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成29年6月22日

忠岡町議会議長 和田善臣

忠岡町議会議員 森政雄

忠岡町議会議員 杉原健士